

## 議 事 日 程 （第 1 号）

令和 5 年 9 月 4 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 4 年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 令和 4 年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 令和 4 年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 10 議案第 49 号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 11 議案第 50 号 可児市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 12 議案第 51 号 加茂郡坂祝町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 13 議案第 52 号 加茂郡富加町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 14 議案第 53 号 加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 15 議案第 54 号 加茂郡七宗町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 16 議案第 55 号 加茂郡八百津町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 17 議案第 56 号 加茂郡白川町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 18 議案第 57 号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
- 日程第 19 議案第 58 号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 20 議案第 59 号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 60 号 令和 5 年度東白川村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 22 議案第 61 号 令和 5 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 62 号 令和 5 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 63 号 令和 5 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第25 議案第64号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第65号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第66号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 同意第21号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第2号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第3号 令和4年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第4号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第5号 令和4年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 認定第6号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

#### 出席議員（7名）

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 安江真治 | 2番 | 安保泰男 |
| 3番 | 安江健二 | 4番 | 今井美和 |
| 5番 | 今井美道 | 6番 | 桂川一喜 |
| 7番 | 樋口春市 |    |      |

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|        |       |          |      |
|--------|-------|----------|------|
| 村長     | 今井俊郎  | 副村長      | 桂川憲生 |
| 教育長    | 神戸誠   | 総務課長     | 河田孝  |
| 村民課長   | 安江透雄  | 産業振興課長補佐 | 渡辺泰司 |
| 地域振興課長 | 今井信和  | 建設環境課長   | 有田尚樹 |
| 教育課長   | 村雲修   | 保健福祉課長   | 安江修治 |
| 保健福祉課長 | 桂川のぞみ | 診療所事務局長  | 安江輝彦 |
| 会計管理者  | 今井英樹  | 監査委員     | 安江裕尚 |

#### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局<br>書記 | 居石浩之 |
|-------------|------|

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美道君）

ただいまから令和5年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、7番 樋口春市君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（今井美道君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月12日までの9日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（今井美道君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和5年9月4日、東白川村議会議長 今井美道様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江健二。

例月出納検査結果報告。

令和5年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和5年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和5年6月27日、7月25日及び8月29日。

3. 検査の結果 令和5年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

**○議長（今井美道君）**

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

**◎令和4年度第三セクターの経営状況の報告について**

**○議長（今井美道君）**

日程第4、令和4年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

地域振興課長 今井信和君。

**○地域振興課長（今井信和君）**

令和5年9月4日、東白川村議会議長 今井美道様。東白川村長。

令和4年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による令和4年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は地方自治法の定めにより、地方公共団体が出資している法人の経営状況について、毎年議会に報告することになっておりますので、東白川村が出資しています第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を報告するものでございます。

なお、提出書類につきましては、去る8月28日に行いました第11回議会全員協議会で提出、説明をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

**○議長（今井美道君）**

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの第三セクターの状況説明ですけれども、全協の折にはしっかりと説明をいただきましたし、これから質問する（株）東白川につきましても議員が取締役であるということも含め、内容についてはある程度の説明を受けているわけですが、せんだって村長が一般の村民向けに第三セクターの説明ということで、CATVで状況説明をされた折に、（株）東白川におきまして赤字ではあるものの問題ないものと考えますとおっしゃられました。なぜ問題でないと言えるかというところの説明が、多分住民にとっても、赤字をただ単に問題ないと言われただけでは説明不足ではなかったかと思われまますので、この議場での質問にもなりますけれども、赤字であってもなぜ問題ないかというところについての説明だけ伺いたいと思います。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

（株）東白川については、御案内のとおり、通常収入と支出を組んでいきますと、かなり大きな黒字が生まれるといった会社でございますので、年度年度に応じて修繕費を計上したり、あるいは今職員を1人雇用した形で、言わば行政の計算の中で、このぐらいの赤字を出して設営をするというようなことを計算した上での赤字を計上しておるという意味で、これが非常に大きな赤字になってきてキャッシュ・フローが悪くなってきたら、またそれなりの対応をしていくという意味での問題のないという意味でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和4年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

---

◎令和4年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（今井美道君）

日程第5、令和4年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告についてを行います。

本件について、報告の説明を求めます。

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

令和5年9月4日、東白川村議会議長 今井美道様、東白川村教育委員会教育長 神戸誠。

令和4年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

報告を要する事項は、教育委員会事務事業の点検評価の報告であり、提出書類は、別添「令和4年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」です。

この件につきましては、先月8月28日に開催されました令和5年度第11回東白川村議会全員協議会において報告させていただきましたとおりですので、詳しい報告は省かせていただきます。

コロナウイルス感染症の法的位置づけが軽くなり、教育委員会の事業もコロナ前の状態とほぼ同じ程度多忙になっております。しかし、コロナそのものの状況は改善したわけではありませんし、他の感染症も流行しておりますので、油断しないようにしながら、小規模の小回りのよさを生かして充実した活動をしていきたいと考えております。どうぞ御理解、御支援をよろしく願いいたします。

#### ○議長（今井美道君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和4年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

#### ○議長（今井美道君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

#### ○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げます。

第47回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する。はなのき会館、令和5年9月17日、議員全員。

小学校運動会、児童の健康増進に資する。小学校、令和5年9月30日、議員全員。

東京陳情、村の活性化に資する。東京都、令和5年10月2日、議員全員。

岐阜県町村議会議長会正副議長研修会、議会議員の研さんに資する。岐阜市、令和5年10月11日、安保泰男議員。

濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議、産業の活性化に資する。中津川市、令和5年10月27日、議員全員。

東白川村文化祭、文化振興に資する。はなのき会館、令和5年11月3日、議員全員。

可茂地域市町村議会議員研修会、議会議員の研さんに資する。可児市、令和5年11月17日、議員全員。

なお、既に議長決裁により議員を派遣したものにつきましては、お手元の資料のほうに記しておきましたので、お目通しのほうをお願いします。以上になります。

#### ○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

#### ◎一般質問

#### ○議長（今井美道君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

[3番 安江健二君 一般質問]

#### ○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて新型コロナウイルスの2類から5類への移行に関する質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスは、感染症法上では今年の5月に2類から5類に移行をされました。5類になると、入院勧告や医療費の全額負担は法律上の根拠を失い、緊急事態宣言などの対応が取れなく

なり、またコロナ患者は法律上に基づく外出自粛も求められなくて、療養や外出を控えるかどうか個人個人の判断に委ねられました。そして、濃厚接触者として特定されることもなくなりました。このようにして約3か月間が経過してまいりましたが、その結果と今後の対応について数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1問の質問に入ります。

厚生労働省は8月25日、全国約5,000の定点医療機関から8月14日から8月20日の1週間に報告をされた新型コロナウイルス感染者数のうち、岐阜県の87定点医療機関の感染者数は2,700名でありました。1医療機関当たり31.03人であり、全国で岐阜県が最多になったと発表をしました。

岐阜県感染症対策推進課は、人流が増えるお盆期間で感染が広がった可能性があるとしています。全国の平均を見ますと17.84人であり、岐阜県に次いで平均値の高かったのが岩手、秋田であり、逆に少なかったのが沖縄、鹿児島、東京都という結果が出ています。岐阜県の圏域別を見ますと、中濃が41.38人で最も多く、低かったのが飛騨で23.70人でありました。全国の新たな入院患者数は1万3,135人で、前週比1.04倍であったとされております。

このように、各都道府県別の平均値に近い数字が毎週1回公表されていますが、さて我が東白川村はどうなっているのだろうかということですが、その辺りはいかがでしょうか。でき得ることなら、以前のように市町村別の表示のほうが分かりやすく、コロナの感染に対する危機感も一層強まるのではないのでしょうか。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

#### ○議長（今井美道君）

保健福祉課長 安江修治君。

#### ○保健福祉課長（安江修治君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染者数の東白川村の状況をお知らせすることはできないかというような御質問でございますが、新型コロナウイルス感染者数の全数把握については、令和4年9月26日より全国一律で簡略化し、詳しい報告の対象を重症化リスクが高い人に限定する運用が始まりました。

令和5年度に入り、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更により、令和5年5月7日をもって新型コロナウイルス感染症患者の全数把握は終了いたしました。これを受けて、市町村感染者数の新聞掲載も5月8日をもって終了となったところでございます。その後の公表は見直されまして、これまでの死亡者数等の集計、公表は終了し、先ほど御質問のありました定点医療機関の情報収集による感染動向把握に移行しました。

5類への移行による感染症動向把握につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、令和4年10月から感染症指定医療機関が行う届出について国が運用する感染症サーベイランスシステムへのオンライン入力の基本となり、令和5年4月1日以降は義務化されているところでございます。

これを受けまして、5月8日付で岐阜県のほうでは、新型コロナウイルス感染症の5類への位置づけ変更に伴う感染動向の公開について記者発表しているところでございます。また、これにより



まして、岐阜県では先ほど申しました県内87か所に定点医療機関として協力をいただきまして、その情報により、定点当たりの報告数を算定しております。その算定方法は、対象となる感染症について定点医療機関からの報告数を定点数で割った値でございます。県全体と5圏域別、5圏域でいいますと岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨という圏域別で、毎週木曜日に更新をされております。これは県のホームページで公開をされております。5類以降の新聞掲載も、国・県の公表に基づいて掲載されていると思いますが、定点把握について簡単に説明しますと、全ての医療機関に対して患者の報告を求める代わりに、全国各地で指定した医療機関から定期的に患者数の報告を求めることによって地域ごとの流行の動向を推定する方法で、数値の算定方法を理解した上で見ないと、議員御指摘のとおり大変分かりづらい数値であることは確かでございます。

東白川村の動向について、入手した週1回であったりとか、月1回の頻度で分かりやすく情報公開してほしいということにつきましては、岐阜県の感染症対策推進課に確認しましたところ、岐阜県医師会のホームページで公開しております「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」を検索していただきますと、5月8日以降から毎日20時20分時点での情報を、日曜日を除いて公開されております。その中で、新型コロナウイルス感染症を御覧いただきますと、過去のデータも参照でき、1医療機関当たりの患者数の推移、年齢別の患者数の推移、県・市町村ブロック別流行状況などを取得することもできます。

詳しい情報を申しますと、美濃加茂市・加茂郡が1つのブロックになっておりまして、管内では東白川村の国保診療所を含む21の協力医療機関の情報を基に公表をされております。そうすると、さらに東白川村のところまで詳細を知りたいところではございますが、市町村別までの数値につきましては公表されておりませんので、大変残念ではございますが、東白川村だけの情報を収集して公開することはできませんので、御了承いただきたいと思っております。

また、ただいま御説明しました岐阜県及び岐阜県医師会のホームページにつきましては、パソコンやスマートフォンなどから直接リンクしていただくか、村のホームページからも検索することができますので、御利用いただきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

課長の説明分かりました。

個人個人で検索をするしかないかなということですが、また法律でも変わりまして、前のように分かりやすい方法がありましたら、なるべく早くお願いしたいということを思います。

それでは、第2の質問に入ります。

8月1日の岐阜新聞の記事に、このようなことが載っていました。県内児童、コロナ禍の影響顕著。気力が落ち、学習意欲の低下が見受けられる。

文部科学省が7月31日に公表した本年度の全国学力テストで、県内の小学校の全国順位が例年と

比較して低下しているという記事でした。これは、コロナ禍の影響で全国と比較しても体力の低下が著しかったとし、十分に体を動かさなかった期間が続いたことが学童の体力の低下に加え、気力の育みを阻害し、学ぶ意欲まで低下した可能性があるという指摘をされています。

このような件につきまして、本村にそのような事例があるのかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

安江健二議員さんのコロナによる子供たちの体力や学習意欲低下への影響に関する質問でございますが、全国と比較しての体力の低下については、コロナによる体力の低下については全国的に言えることで、体力については本村でも恐らく例外ではないだろうと考えております。体育授業の運動内容の制限とか、休み時間の遊びの制限などで影響はあったと思います。またここ数年、夏場の猛暑により運動の機会が減ったことも、体力低下の原因の一つではないかと考えておるところです。

さて、御質問の学習意欲の低下、学力の低下に結びつくかどうかについては、本年度の小学校6年生、中学校3年生の全国学力・学習状況調査の結果からは、小・中学生とも「学校へ行くのが楽しい」とか、「分かるまで教えてもらえる」と回答している子供が多く、少人数で学ぶよさが出ていると考えられます。また授業参観では、子供の無気力な様子というものは見られない状態ですし、小・中学校長に尋ねましたけれども、特段の変化はないという報告でした。

学力的には、全国平均や県平均に比べ、国語・数学ともかなり高い得点を出しております。中学校の英語についてはちょっと低いという結果ではありましたが、ですから、学力が低下したということもないと考えております。したがって、本村の子供たちに関しては、コロナ禍の学習面への影響はなかったというふうに考えておるところです。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

丁寧な説明ありがとうございました。

岐阜新聞に載っているような記事は、本村には見受けられないということで非常に安心をいたしました。

それでは、第3の質問に入ります。

新型コロナの感染者が国内で発生してから3年、岐阜県内の感染者数は延べ50万人を超え、計算上は県民の4人に1人が感染したことになります。私自身もつい最近感染をいたしました。今思うことは、果たして後遺症が出るのか否かということです。主な後遺症としては、1番目に全身症状、これは疲労感、倦怠感、筋肉痛などとされています。2つ目が呼吸器関係、喉、せき、息切れ。3つ目が精神・神経症状の現れ。4つ目がその他の症状ということで、嗅覚、味覚、腹痛などがあるとされています。発症する期間も様々とされていますが、そういった場合の相談窓口や対処方法に

ついて、また以前感染をされて完治をされていない方は村にはお見えにならないのかなどについて、村の考えをお伺いいたします。

**○議長（今井美道君）**

保健福祉課長 安江修治君。

**○保健福祉課長（安江修治君）**

安江健二議員の御質問にお答えします。

コロナの後遺症について、調査であったり、その対応ということでございますけれども、後遺症の状況や課題を把握するための調査を、岐阜県感染症対策推進課より令和5年7月24日付で関係医療機関に依頼されておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症の診療を行っている県内の医療機関への調査として実施をされておるところでございます。

対象となる医療機関は、県全体で283、中濃圏域では40の医療機関が診療を行っておりまして、本村の国保診療所は含まれておりませんが、医療機関においてそういった情報は共有されているというような状況です。

この調査結果に基づいて作成されます資料は、現状では対象医療機関のみの報告ということで、今のところ市町村への周知や通知などはないという回答でございましたので、把握することは困難な状況でございます。

次に、村における後遺症患者の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の診療を行っている県内の283医療機関で受診していただくこととなりますので、村の国保診療所に御相談があった場合には、白川病院、中部国際医療センター、下呂温泉病院などの医療機関に紹介状を出しますので、受診していただきますよう御案内をさせていただきますし、御不明な点がございましたら保健福祉課のほうに御相談いただければと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の診療を行っている医療機関につきましては、パソコンであったり、スマートフォンで、県のホームページか村のホームページで検索をいただければ確認することもできますので、御利用いただければと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（今井美道君）**

3番 安江健二君。

**○3番（安江健二君）**

分かりました。

それでは、第4の質問に入ります。

新型コロナワクチン接種は、医療従事者や高齢者を中心に接種がスタートして、その後、若年世代や壮年世代への接種が行われました。最近では乳幼児も対象となっており、ほぼ全ての世代が対象となっております。接種については強制ではなく、あくまでも任意でありました。接種後については、一定の割合で長期的な副反応に苦しむ人もあることは事実とされています。症状としては、体の痛み、倦怠感、頭痛、目まい、不眠等様々であると言われております。こういった方々の把握は

なされているのか、またあればその対処方法等をお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

診療所では、患者様から個別に相談をいただければ、その都度対応しております。これまでにあった副反応の事例では、ワクチン接種後に健康観察を終えて帰宅をされて、その後体調不良となり、診療所で点滴処置により回復された方が1名お見えでした。それに対しまして、村内で長期の副反応と思われる症状での相談例につきましては事例がないため、現状、把握はしていない状況です。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、最後の質問に入ります。

東白川村では、これから秋にかけて歌舞伎公演会、保育園及び小・中運動会、文化祭、秋フェスタなど、屋外・室内ともに様々なイベントが企画をされています。そのイベントに集う人々の数は、コロナ以前に戻ることも当然予想されます。

8月に入り、村ではコロナに感染された方々が急激に増えたように思われます。各種のイベントの成功はもちろん誰もが望まれるところですが、村としての感染症対策をお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の御質問にお答えする前に、この場を借りておわびを申し上げたいと存じます。

皆様既に御承知のとおり、8月19日に、私、新型コロナウイルス感染症に感染をいたしました。感染防止を呼びかけることの立場にありながら、感染し発症をしてしまい、少なからず公務に支障を来したことを深くおわび申し上げたいと思っております。

さて今後、郷土歌舞伎公演、秋フェスタ、文化祭など行事が多く開催をされますので、イベントでの感染拡大がないよう万全の方法を取る必要があると考えております。それは、体調の優れない方の御来場を避けていただくことや、手指消毒、換気の徹底等々でございまして、つまり感染対策の基本は以前と変わってはいないということでございます。かかったかなと思ったら、行動をストップすることが一番重要ではないのかなと自分の体験からも考えております。

これからも、こうした感染対策の基本を本村としてはPRをし、個人個人の感染症対応力を上げていくというのが大切かと思っております。人と人との接触を減らす工夫、これが今申し上げたと

ころでございますが、しかしそれは相反するもので、イベントは、開催趣旨としては逆に触れ合いを楽しむイベントというところがございます。この兼ね合いが大変難しいところがございます。そう考えてまいりますと、やっぱり一人一人がどう対処するかということ、感染症への正しい理解と行動の理解をもって対処していただくというのがますます大切ではないのかと思います。

次に、感染予防対策の一つにワクチン接種がございます。これまでに6回のワクチン接種が実施されており、昨年の秋9月26日以降からオミクロン株対応2価ワクチンの接種を行ってきておりまして、本年度も5月に入り、引き続き個別・集団接種を実施しています。9月20日からは、秋開始接種として10月18日、12月6日の2回、はなのき会館で集団接種を行う準備を進めております。このほか個別接種の対応も行います。まだお済ませでない方は、ぜひこの機会にワクチン接種を行っていただくようお願いを申し上げます。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

今、村長言われましたように、おかしいなと思ったときに再度自分で思い直して、その行動に移すのを、ちょっと間を置いて考えるかというところが大事かなということを思いました。

新型コロナウイルスは、2類から5類に移行はされましたが、位置づけが変わっただけでコロナの感染力は依然として強力です。自分としては十分に気をつけていたつもりが知らぬ間に感染をしていた、このような方が多いのではないのでしょうか。もう一度初心に戻り、手洗い、マスクの着用等、小さなことから見直さなければと思います。コロナの早期完全消滅を願い、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、ふるさと納税についてを一問一答方式で質問させていただきます。

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援した自治体に寄附ができる制度です。手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については、所得税の還付、住民税の控除が受けられます。2015年、ワンストップ特例制度の導入により、ふるさと納税を行うことへのハードルが低くなりました。ワンストップ特例制度は、条件はあるものの税務署での申告手続きが省略できるため、より簡単に始められるようになったのです。

しかし、ふるさと納税の知名度が上がるにつれて問題となったのが、各自治体による返礼品競争です。寄附金の取得のために、還元率の高さや換金目的を重視する自治体が増えました。アマゾン

のギフトカードや著しく還元率の高い返礼品が出回ったため、総務省は2019年に返礼品の規制を強化します。主な変更点は以下の3つ。返礼品は地場産の品物に限り、価格は寄附金額の3割程度にする。返礼品の価格やその割合の表示を行わない。商品券、電子マネーなど金銭に換わるものや資産性の高い品物は返礼品にしない。この規制により、ふるさと納税の返礼品は地域の特産品というイメージが定着し、現在に至ります。自治体としても、ふるさと納税が特産品のPR活動となり、地域の活性化につながっていると見えるのではないのでしょうか。

1つ目の質問です。

東白川村へのふるさと納税はどれくらいあるのか、東白川村が力を入れ始めてからの推移を教えてください。

**○議長（今井美道君）**

総務課長 河田孝君。

**○総務課長（河田 孝君）**

今井美和議員の質問にお答えをします。

ふるさと納税はどれくらいあるのかといった質問だったかと思います。

ふるさと納税制度は、平成20年4月の地方税法等の改正により、同年5月より開始となりました。当村においては、平成20年度は21件、115万350円の寄附があり、平成26年度までは件数、金額ともにほぼ横ばいといった状況でした。平成27年度に1,859件、2,315万2,007円となり、初めて2,000万円台を超えました。これは、村でも多く寄附を集めている他自治体同様、返礼品に力を入れ始めたことによるものです。平成28年度は2,201件、3,001万6,000円、平成29年度は3,060件、4,039万1,205円、平成30年度は2,805件、寄附金はこれまでで最高額となる4,411万5,000円となりました。

平成30年度まで順調に伸びてまいりましたが、翌令和元年度は844件、2,118万4,500円と大きく減少しました。これは、議員のお話の中にもありましたように、各自治体によるいわゆる返礼品競争により、寄附金獲得のために還元率の高さや換金目的を重視する自治体が増えてきたことを受け、総務省では令和元年6月1日より新たなふるさと納税指定制度が施行され、返礼割合3割以下の厳格化や、返礼品は地場産の品物に限るなど新たな基準が設けられたことによるものでございます。基準を守らない自治体については、制度の対象から外されることとなりました。これにより、当村においても基準に合わない返礼品を外したことで、返礼品競争力が低下したため減少したものと考えられます。

以後、令和2年度は1,319件、2,566万9,000円、令和3年度は1,568件で2,614万8,000円、令和4年度は918件、2,191万9,500円の寄附となっています。

全国的な流れとしましても、制度開始の平成20年度は5万4,000件で81億4,000万円の寄附額であったものが、当村においても返礼品に力を入れ始めた平成27年度は、件数、寄附額が一気に増加し、726万件で寄附額は1,652億9,000万円となり、寄附額ベースで前年度比約4.3倍となりました。この年度においては、確定申告をしなくても所得税・住民税の控除が受けられるワンストップ特例制度の導入も、ふるさと納税制度普及を後押しした要因となっています。

その後は、右肩上がりに全国的に件数、寄附額ともに伸びましたが、令和元年度においては、ふるさと納税指定制度の運用が始まり、返礼品による過度な自治体間の競争が抑制されたことにより寄附額が減少しています。その後は、特に年末に増えるふるさと納税ポータルサイトのテレビコマーシャルや自治体における返礼品の充実などで、多くの方へふるさと納税制度が浸透し、令和4年度は5,184万3,000件、9,654億1,000万円といずれも過去最多で、1兆円に迫る規模となっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明ありがとうございました。

今お聞きすると、平成27年から力を入れ始め、増え始め、平成30年には4,000万円を超える寄附金を村はいただいております。

8月28日に岐阜新聞の記事にありました岐阜県のふるさと納税ランキングというのがありまして、見ますと、1位は関市で48億集めています。42市町村中、東白川村は何位かと申しますと、41位の2,192万円。最下位ではなかったので、よかったと思われそうですが、今のこの岐阜県の様子を見ても、もう少し東白川村は頑張れるのではないかと思います。

そこで2つ目の質問に入りますが、村へのふるさと納税を増やしていくために今行っている政策と今後の予想を伺います。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

当村におきましては、令和4年度、件数、納税額とも前年度より減少しています。これは、一部、人気返礼品の品切れの影響もありましたが、自治体間における返礼品競争が熾烈になっていることが大きな原因と考えられます。ふるさと納税においては、その寄附の大半をふるさと納税ポータルサイトにおいて行われていることから、当初の目的であったふるさとや応援したい自治体への寄附を逸脱し、欲しい返礼品を選んで寄附するといったネットショッピング化する傾向にあり、当村においても事業者、担当者だけによるポータルサイトの運営、寄附者の趣向に合わせた返礼品開発が課題としてありました。

そのため、ふるさと納税サイトを充実させ、ふるさと納税額を増加することを目的に、名古屋にあります株式会社JTNに今年の2月から業務を委託しております。株式会社JTNは、ふるさと納税では、長野県根羽村において約20年前から事業を行っている関係もあり、ふるさと納税事業を委託され、令和4年度には4億円の寄附を集めた実績もでございます。こうした実績のあることに加え、株式会社JTNは、愛知、三重、岐阜を中心とした地域情報誌「CHECK」を発刊している流行発信グループが母体である会社であるため、村が苦手な部分、返礼品の撮影や商品画像の編集、

商品の紹介に加えて、現地に赴いての村内事業者との調整、商品企画、商品パッケージの立案などを含めた他の委託事業者にはできない業務内容を請け負えたことも、この株式会社JTNを選定した理由でございます。

この委託により、ポータルサイトにおける寄附者への訴求性が高い返礼品をトップ画像に加工・修正や返礼品の紹介文のブラッシュアップ、新たな返礼品の追加、開発も事業者と共に進めていただいている状況でございます。返礼品の中で全国的に人気の高いものは和牛です。今回、返礼品の見直しに関して、県が地域共通返礼品にしている飛騨牛の新たな取扱事業者も増やしている状況でございます。

この委託に加えて、これまで活用していたふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスに加えて、5月15日より楽天ふるさと納税、7月3日からはふるなびポータルサイトをオープンし、現在では3つのポータルサイトで村への寄附ができるようになっております。

こうした成果はありますが、寄附額は8月末現在で717件、613万500円、これは金額ベースで前年度比92.4%といまだ増えてきていない状況です。ふるさと納税による寄附が年末に集中されることが原因と考えられており、この年末を迎えることなく成果について現時点で評価することができないためであるというふうに考えております。現在、さらにこの年末に納税を増やすため、掲載品の増加、返礼品事業者の追加を検討している状況です。

具体的には、これまで季節品として募集時期を限定していた返礼品についても、年末の寄附が多く集まる時期に募集し、収穫後の準備ができ次第発送する品の掲載を検討することや、現在は返礼品登録事業者は15社でございますが、つちのこマルシェに登録している事業者についてもお声かけを行い、返礼品事業者として出品を御検討いただく予定でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明ありがとうございました。

2月から外部委託をされたということで、ふるさと納税をされる方というのは大体年末にかかってくるので、今年の12月がこの外部委託が成功するか成功しないか分かってくることだと思います。ふるさと納税の3つのサイトを使ってどれだけ増えていくかというのは、これからすごく楽しみなので、またどこかの機会に御報告いただければと思います。

そして、今、外部委託、それぞれのサイトを使っておりますが、このふるさと納税制度がまた新たに厳しくなっているとお聞きしますが、今の状況を教えてください。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

今年6月には、ふるさと納税の指定制度に係る基準についての見直し、改正が総務省より通知を



されています。これにより、令和5年10月1日より、これまで募集に関する費用として含まれていなかったワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用や、兼務職員の人件費等も含めて寄附金額全体の5割以下とする、いわゆる5割ルールの厳格化や、加工品のうち熟成肉と精米については県内産のみ認めることが返礼品の要件として加えられました。

ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行事務については、今回改定し、改定に沿って行っていますが、人件費については、次回より募集に関する費用として計上した上で、寄附金額全体に対して5割以下とする必要があり、返礼品を寄附額の3割以下にすることだけでなく、今後は送料やポータルサイト利用料、業務委託料等といった募集に関する費用についても、できるだけ費用のかからない方法を検討する必要があります。

そのため、寄附額全体の1割程度を占めている送料のかからない返礼品の開発についても、今後検討していくことが重要な課題と考えてございます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

新たな締めつけといたら変な話ですけれども、何となく事務費や委託費まで返礼品と合わせて5割以下とか厳しくなって、本来のふるさと納税の在り方についても、少し私的に違和感を感じるわけなんですけれども、国の基準に合わせられるような返礼品の研究、これからもよろしく願います。

そこで、3つ目の質問に入ります。

いただいたふるさと納税をどのように活用していくかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

ふるさと納税の活用についての御質問でございます。

ふるさと納税により、当村への寄附は基金へ積み立てられ、寄附者により指定された事業へ財源充当をしております。

寄附者が指定できる事業は5つございます。1. 美しい水と緑を保つ自然環境の保全に関する事業、2. 農山村の基盤である農地と山林を守るための事業、3. 引き継がれ守り続けたい村の歴史文化の保全に関する事業、4. 安心して暮らせる福祉及び健康の推進に関する事業、5. ふるさとの将来を託す子供の教育及び少子化対策に関する事業、またこれに加えまして、特に事業を指定しないこともできるようになっています。

これまでこの財源を利用し、平成25年度にはみつば保育園に組立て式のプール、平成27年度にはせせらぎ荘リフト車整備に対する補助、平成28年度には中川原水辺公園の遊具設置に活用をされています。令和4年度は、神土、五加にあるサロン運営や茶業振興、一般廃棄物対策事業、生活排水

事業、保・小・中のそれぞれの事業に財源を充当しており、自己財源の乏しい村にとって貴重な財源として利用させていただいている状況であり、また今後も少しでもふるさと納税が増えるよう取り組みとともに、いただいた御寄附については村の事業に役立てていくように考えてございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

本当にいただいたふるさと納税は、村にとってありがたい大きな財源になります。今説明がありました活用ができるよう、魅力ある返礼品を増やしたり、ふるさと納税を増やす取組について、最後に村長の思いというか、41位だった、41位を奪還する意気込みを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

意気込みを語れという御質問でございますので、私の根本的なふるさと納税についての基本的な考え等も含めながらお答えをしてみたいと思えます。

先ほど総務課長がお答えしたように、当初ふるさと納税を設計するときに私は参事職でございまして、前の質問で御質問があった使い道について、いろんな形でほかの町村を事例に取って、使い道についての規定をつくったことを今思い出しておりました。

また、平成26年というのは私が村長を拝命した年でございまして、平成27年にはよそに負けたくない、今議員がおっしゃったような思いが随分湧いてきまして、職員とも随分相談をしまして、まだ規制がそんなにないときでございましたので、倍々ゲームで4,000万円台まで増やしてきたところでございます。

ところが、先ほど来議論があったように、総務省のほうがこれはちょっといかにぞと。東白川村がいかにというわけではなかったんですが、それでも東白川村の事例も、送料の件だとか、あるいは特産品の3割の部分のところで引かかるものが出てきたということで、残念ながら特産品を全国に紹介するマーケットとしての位置づけで私も考えて拡張してきたんですが、この規制にあつて、今はちょっと低迷しているという状況でございます。

過去のことはそういうことでございますが、議員が御質問でおっしゃったとおり、ふるさと納税というのは、本来はお世話になったふるさとへ都市部で働く人たちが納税という形でお返しをした。その代わりに、市町村はこの村の特産品を、今ですと3割でもってお返しをしていくというのが根本的な考えであったのが、過当競争によりいろんな形の弊害ができ、昨今は都市部の寄附者がたくさんの金額を地方へ分散させるために、年収の多い都市部では、これが最初のうちは問題にしていなかった金額だったんですが、先ほどの報告のとおり、すごく大きな金額になってきたところ

で、総務省も税制としてこれはいかなものかというところでだんだん厳しくなり、今度の令和5年10月にはもっと厳しくなるというのが背景にあります。

そこで本村は、国の資料がございまして、制度をしっかりと学習をして逸脱しないよう、その中で返礼品を用意し、選んでいただけるものをしっかりと準備をしていきたいと。したがって、金額で目標ありきではなく、結果を重要視していきたいかなというふうに考えております。とはいうものの、議員もおっしゃったとおり、たくさんいただきたいのはやまやまでございまして、先ほど課長が答弁したように、外部委託をして、いわゆる見せる工夫、あるいは商品開発等を行って、どのようなプロモーションをして、どれだけ村民に、村の出身者に、あるいは出身者以外の消費者の皆さん方に東白川村の特産品のいいところをプロモーションしていけるかというところを、今ノウハウを蓄積している状況でございます。

寄附額の目標を1億、2億というふうにして、その財源をこういう形で使っていくというのは、これは実は捕らぬタヌキの何とかになりまして、当然目標設定には、その裏づけがないと実はやってはいけないのではないのかなというふうに考えますので、先ほども言いましたように、制度にのっとった中でしっかりと検証し、目標ありきでなく、結果を重視してまいりたいというふうに思います。

先ほど説明しましたように、外部委託した実績のある業者の取組、これを12月の結果を見まして、今後ともできれば自己財源を増やしていくための柱となるよう育ててまいりたいと考えております。

引き続き、村民の皆様方にも知恵と工夫をいただいて、全国にアピールできるような特産品をつくっていただく。とはいうものの、東白川村の場合はどうしても第三セクター等々に頼らざるを得ないところもございしますが、担当課とも十分検討を重ねながら、私としても少しでもふるさと納税額を増やしていくよう努力をしてまいり、またその結果をまた皆さん方にいい結果として報告できることを期待しておるのが現状でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村長の思い、ありがとうございます。

村長も言われたように、ふるさと納税というものはそもそも何なんやという話に戻ってしまうとちょっと違ってくるので、ふるさと納税というのは村の特産品を全国の皆さんにアピールするすばらしい場所だということを考えて、特産品をこれから一生懸命増やしていくとか、村のPRというのをふるさと納税とともに増やしていけるように、これからも尽力していただきたいと思えます。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（今井美道君）

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分としたいと思います。

午前10時41分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一括方式にて2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。国民健康保険について。

国民健康保険の保険税の計算方法が、資産割と所得割の2本立てであったものを、5年かけて徐々に所得だけに応じて決定する方式となりました。加入者にとって、その時点での所得に沿う税方式となることで負担感がかなり改善されたものと考えます。加入者目線での改善はかなり進んだものの、今後国保の加入者がどんどんと減少する我が村においては、財源確保の面からいっても国保運営の将来にはまだまだ不安が残ります。

そこで質問です。県・国との関わり合いを含めて、国保運営の今後について御説明ください。

次の質問です。福祉運送と公共交通の連携について。

東白川村の日常は車社会とともに営まれています。しかし、車の運転が不可能になると途端に不便になってしまう、それが東白川村の生活です。

そこで、それらを補う方法として福祉運送と公共交通という手段があります。福祉運送とは、障害者や要介護者などを対象に、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことです。公共交通とは、誰もが一定の料金を支払うことで乗ることのできる交通のことで、日常生活や社会生活における移動、来訪する者の移動手段として利用されるもののことです。村でも福祉運送は運行されています。しかし、福祉運送は、人口が少ない東白川村のようなところでは雇用を満足させるだけの需要が十分ない可能性があります。

そこで、福祉運送に関わる人を安定的に雇用するための工夫が必要ではないかと思われまます。公共交通と福祉運送を組み合わせた仕組みをつくることで雇用の安定を図るとともに、利用者にとってもボーダーレスの環境を提供できないだろうかと考えました。法的な問題も多くあろうかとは思っています。しかし、供給・需要ともにまとまりにくい東白川村のような人口規模の地域にとっては、似通った需要であったり、似通った供給をまとめていくことは、今後住民サービスの空洞化を改善するためには必要な考え方であるように思います。

そこで質問です。現状における福祉運送の在り方と、公共交通との連携の可能性をどう考えるのかをお聞かせください。以上になります。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

1つ目の東白川村国民健康保険の今後の運営についての御質問についてですが、全国的に国保の加入者が減っていく中で、国は平成30年度から令和5年度にかけて、市町村単位の運営主体ではあるものの、保険税や制度の運用を都道府県単位で統一することを検討するように都道府県に指導しています。

岐阜県では、法定外繰入れの廃止や保険税の統一に向けて、国保連を含めた全市町村で協議を重ね、令和6年から6年間かけて保険税の統一や医療費の水準の平準化に向けて取り組んでいくようです。

村では、保険税の県内統一に向けて保険税率を徐々に引き上げさせていただいておりますし、令和5年度からは、賦課方式を所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から、所得割・均等割・平等割の3方式に変更しました。制度運営を岐阜県内の全市町村で完全統一するためには、各市町村が保有する基金をどうするのかとか、各市町村独自の保健事業をどうするのかなど検討課題が多いようです。

岐阜県の国保運営方針が令和6年度から改定されます。このことを含め、東白川村の運営協議会でも検討をし、年度末には岐阜県の方針と今後の国保運営について詳しくお知らせできると思います。以上です。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

2つ目の質問でございます。

現状における福祉輸送の在り方と公共交通の連携の可能性をどう考えるかという質問でございます。

現在の東白川村の公共輸送については、濃飛バスによる地域公共交通と東白川村が直営で行っております福祉無償バス輸送の2つから成っております。このうち福祉輸送については、利用される回数も増え、輸送の理由も多様化しており、今後ますますニーズが高まってくるものと思っております。そんな中、現在は福祉輸送については5名の運転手が送迎車両の運転を行っておりますけれども、人的、ハード的にも持続性のある事業とは言えないと見ております。

この7月から、こうした問題を解決するために、保健福祉課、それから総務課、国保診療所、社会福祉協議会の輸送担当による検討会をスタートさせたところでございます。現在は、この検討会の中で課題の洗い出しをしております最中ではございまして、今日時点では議会の皆様に報告させていただける内容のところまでいっていない状況でございます。

また、福祉輸送の在り方と公共交通の連携の可能性については、これは大事な一つの選択肢として見ておりますけれども、その可能性が高いのか低いのかといったような可能性の中身についても、現時点では何も申し上げることがないような段階でございます。

ということで、福祉輸送事業は、ある程度の改善の必要を感じておりますけれども、これらの改善について具体的な手段などについては、いましばらく時間をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいま回答をいただきました。

まず最初の国保についてなんですけれども、先ほど言われました方針としまして、法定外繰入れをゼロにしていく方針の中で、国・県、そして村が今やっていく。先ほど言いました村にとって今後心配になっていくというのが、実はこの法定外繰入れの部分でありまして、本当にゼロになってしまえば、運営者がどこであろうと加入者の保険税だけで賄えるということで、一般のそのほかの村民であったり、村全体に対しての賦課というのがないわけなんですけど、残念ながら推移の過程の中で、なかなか法定外繰入れをゼロにするという見込みが立てられていないのが現状ではなかったかと思います。

そこで、法定外繰入れが今後続いていくのかどうかとともに、法定外繰入れを入れる以上は、やっぱり税を、加入者以外の人の税金を、加入者に特化した税の使い方にもなろうかと思っておりますので、この点につきましては、恐らく村長の御意見を伺うべきではないかと思っておりますので、後ほど村長から、法定外繰入れについての考え方を今後どう考えていくのかという点についてお答え願えればと思います。

では、福祉運送と今度は公共交通の連携ですけれども、全く今の時点で否定するわけではなく、今後は可能性を示唆していかれるというお答えでしたので、考えていくということをお答え願えるだけでも本当に希望が湧いてきます。

そこで、今の時点で未定だということだったことを踏まえまして、一種の提案型のちょっと質問になろうかと思っておりますけれども、よろしく願いします。

加茂郡の近隣の町村の中では、福祉運送であったり、公共交通が一定の成果というか、現状やっている中で、具体的に申しますと八百津町なんですけれども、八百津町の町なかのほうは、民間交通による、東白川でいうと濃飛バスの運行が公共交通を賄っている。そして郡部、奥のほうに行きますと、なかなか民間の車では公共交通がサポートできないということで、公共、町のほうの力を借りて奥のほうをやっている。ここまではいいんですけれども、なかなか奥のほうをやっているところがうまくやっけていまして、バス停を本当に細やかに設定しまして、公共交通であっても、ドア・ツー・ドアにほとんど近い形を取っています。

それから、先ほど最初の冒頭の説明にあったように、福祉交通は行き先が決まっている。そして、公共交通は行き先を決めずに行きたい場所に行ける。これを本当に八百津の奥のほうではうまくやっけていまして、細かに設定したバス停間を自由に乗り降りできる。このことによって、ほとんどド

ア・ツー・ドアと同じようなことが実現できております。

そこで、使い方によっては、福祉交通に近い形でも使用できるだろうという感想を持ちました。ただ欠点としまして、福祉交通としても使えるぐらいの便宜性が図られているために、何と民間でやっていた福祉交通の需要がそちらに取られておまして、福祉交通がただでさえ成り立ちにくかった部門が、どんどん需要をそっちに取られているから実は成り立たなくなってくる、こんな欠点が出ております。

実はその話を伺ったときに、東白川の場合は、現状では民間企業が福祉交通に手を出していないがゆえに、公共交通と福祉交通をもし行政でやれば、その連携が確実に取れながら、需要の増減を、調整を、行政内部で全て完結できるのではなかろうかと、そのとき考えたことが今回の質問の最初のきっかけになっております。

そこで、今の時点ではまだ未定だというお話でしたので、公共交通と福祉交通は決まればばらで考えなくても、やり方によっては福祉交通が公共交通の役目を果たしたり、その逆に公共交通が福祉交通の役目を果たしたり、それも事業者が1つになれば非常に簡単ではなかろうかと。事業者が分かれているときには問題があっても、事業者が1つであれば、かなり改善できるだろうということをお勉強してきましたので、これに関しては今提案型の質問に切り替えさせていただきましたので、この提案型の中身について現時点での感想なり、このことを知った上でのお答えをいただければと思います。お願いします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

再度で法定外繰入れ、村長の御意見をということですが、その前に制度のほうの説明をさせていただきますが、法定外繰入れというのは、保険料が上がったときに政治家の意図で、住民を助けるというとおかしいですけど、保険料をわざと低くするために公費を入れるというような考え方ですが、先ほど説明しましたとおり、5年間かけてそういうことはしないようにしようということ、もし保険料が足らずに赤字になった場合は、基金から借入れをして、それを充ててくださいと。その返済については3年間をもって分割して返してください。その分を上乗せして保険料から取ってくださいというような介護保険で行われているような財政調整基金を県が持っていて、国が投入しておるわけですけど、そのお金をもって法定外繰入れをせずに運用してくださいということで行われておりますので、岐阜県では法定外繰入れがないというような状態になっているはずですよということを先に申させていただきます。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

国保会計の法定外繰入れについては、今課長が答弁したとおりの推移をしてまいりますので、過去は何回かの法定外繰入れをやった、ちゃんとした改善計画を持った場合はやってもいいよという

形でやってきたわけですが、今度大きく制度が変わるという認識をしていただきたいかなというふうに思います。県が持つ基金から繰り入れて、それをまた分割で被保険者の会計ですので、皆さん方で負担をしながら返していくという仕組みになると。

一方で、東白川村の人口構成をいいますと、国保の人数がどんどん減っていきます。これは、後期高齢者医療保険のほうへ大きな人口の固まりが移っていきますので、そちらのほうの保険料がどんどん医療費等々も含めて上がっていきおる傾向があります。

今後、こういった形で人口推移も含めながら、国保会計を健全に運営するために全県でという検討がこれからされていく段階ですので、私からこうしたいという答弁は差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

**○議長（今井美道君）**

副村長 桂川憲生君。

**○副村長（桂川憲生君）**

福祉輸送についての追加の御質問、御提案でございましたけれども、議員おっしゃいますように、東白川村においても、濃飛バスがやはり幹線のみを走っていること、それからバス停の数が限られていること、そして時間が、1日の便数が非常に少ないということで、非常に福祉輸送と比較をしますと使いにくいような状況で、福祉輸送のほうの利用が伸びている反面、濃飛バスが使われていないというような現状がございます。

それを含めて、今、八百津の一例で御提案がありましたけれども、なるべくそうした方向へ持ってまいりたいと思っておりますけれども、やはり課題はそうしたサービスに対応するだけのスタッフ、それから御質問の冒頭にありました雇用対策、そして財源、現在無償でやっておりますので、どれだけ拡大をしていって、どれだけサービスを拡充していくかによって村の財政を圧迫しますので、この辺の落としどころを上手に見つけて、目的を持って事業を組み立ててまいりたいと思っておりますけれども、やはり村民の皆様から、自家用車がなくてもこの村で楽しく暮らせる、最低限暮らせるのではなくて、楽しく暮らせるという感想が聞けるところまでは何とかいきたいということで、職員と一緒に、まだ勉強会の段階でございますけれども、始めておりますので、今後御提案ありました事案も検討させていただいて、事業の組立てに向かっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（今井美道君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

今、副村長がお答えしたとおりでございますが、もう一点、濃飛バスが存続できるかどうかという観点を我々は忘れていけないというふうに思います。今、白川町と一緒に公共交通の協議会を開いて、いろんな形の改革を行って、白川東白川線というバスが運行されておりますけれども、相手は企業さんでございますし、八百津の例を御紹介いただいたんですが、八百津町においても、東濃鉄道さんが大きく撤退をしたときにいろんな形で困られたというようなことも聞いてはござい



ます。

私どもは、濃飛バスがこれからもこういった形で続けていっていただける保証というものが、何にも担保できるものはないので、いざとなったときには村の中で独自に、皆さんが、今言いました快適な暮らしをしていただくための村民の皆さん方の交通の方法といたしますか、いわゆる交通の便を確保していく必要があるので、現在検討に入っておってもらおうということでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

国保の件につきましては、実際の現状と村民に対する不安を払拭したくて質問をしたということで、結果としまして、取りあえず皆さん心配しなくてもいいよと。そして、保険税であって、都市部と、要は県一体化することによって、恐らく郡部は負担のほうが少なくてリターンが多いであろうというのが、これは大きくなればなるほど必ずそうなるということで、現状ここまでは頑張っ村の力で維持させてきたことが、県まで行って、国に向かっていけば、不安なくいけるというちょっと将来が、御説明いただきましたので、ありがとうございます。

そして、先ほど言われた公共交通につきましても、一緒になってまた今後村民のそれこそ生活、それも豊かな生活に向かっていきましょうというような御説明でしたので、恐らくこの質問の答えを聞かれた村民の方も安心なさるだろうと思います。

そこで、村長がちょうど言われました濃飛バスにつきましても、なんですけれども、せんだって公共交通の会議と、それからそのほかの勉強会の折に1個言われておったことが、不便になってから公共交通を頼ったときには、実は公共交通が十分機能していない可能性があるから、便利であるうちから公共交通を使っていかないと、実は不便になったときには公共交通は機能しないよというような勉強をさせていただきました。

濃飛バスにつきまして、幹線が今濃飛バスが維持できておりますので、これも提案的な要素になると思いますけれども、いきなりA地点からB地点へ村の提案する交通で移動してしまうのではなくて、幹線のバス停のところまでを村がしっかりと人を送り届けて、そこからは濃飛バスにバトンタッチするという制度をうまく機能しますと、不便になってからではなくて、今もう便利なんだと。自家用車を使ったってある程度便利なんだというときにも、例えば街のほうへ行って一杯飲んで帰ってくるときに自家用車では帰ってこれない、こういうときは公共交通を使おうじゃないかとか、家には子供がいるけど、今までは子供の送り迎えを親がやっておったけど、ちょっとそれをうまく利用すれば、子供が自力で美濃加茂のほうまで行ってもらえる。

こんなようなことも考えていくと、実は先ほど村長が懸念しておりました濃飛バスが撤退していくのではなく、逆に濃飛バスさんの売上げを積極的に生活とマッチングさせてキープしていくということがあれば、ひょっとしたら撤退の時期が1年、2年、10年、20年と遅くなれば、なおのこと、

さつき村長から説明がありましたように、皆さんが仕方がなくぎりぎり生活できるところを飛び越しまして、豊かで楽しく生活できるという村がやってこようかと思えます。

これにつきましては提案して終わりになります、もし答弁何かございましたら、村長の答弁のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○村長（今井俊郎君）

ありません。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

以上にて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

ここで暫時休憩とします。職員の退出が終了したら再開をいたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

---

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（今井美道君）

日程第8、報告第1号 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第2号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第1号 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和5年9月4日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思えます。

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率一覧表。実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともになしとなります。括弧内は国の基準比率となります。実質公債費比率14.8、将来負担比率19.2。以下については説明を省略させていただきます。

次のページに行きたいと思えます。

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和4年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和5年9月4日提出。以下を省略させていただきます。東白川村長。

令和4年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められていますのでお願いいたします。以下は同様となりますので、説明は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

報告第2号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和5年9月4日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

令和4年度決算に基づく資金不足比率一覧表。記、特別会計の名称、簡易水道特別会計、下水道特別会計、資金不足比率、ともに資金不足比率は該当がありませんのでお願いいたします。備考欄、並びに以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和4年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和5年9月4日提出。以下を省略します。東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

令和4年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書。これにつきましても資金不足比率の該当がございませんので、説明を省略させていただきます。以上となります。

#### ○議長（今井美道君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について及び報告第2号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件の報告を終わります。

---

#### ◎議案第49号から議案第57号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（今井美道君）

日程第10、議案第49号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の

廃止についてから日程第18、議案第57号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてまでの9件を関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄君。

#### ○村民課長（安江透雄君）

議案第49号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第50号 可児市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、可児市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第51号 加茂郡坂祝町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和5年12月31日限り、加茂郡坂祝町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第52号 加茂郡富加町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、加茂郡富加町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第53号 加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第54号 加茂郡七宗町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、加茂郡七宗町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第55号 加茂郡八百津町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、加茂郡八百津町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第56号 加茂郡白川町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、加茂郡白川町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。

次をお願いします。

議案第57号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について。令和6年3月31日限り、加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、加茂郡東白川村長。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてから議案第57号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてまでの9件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてから議案第57号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてまでの9件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第19、議案第58号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第58号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について。東白川村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和5年9月4日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

過疎地域持続的発展市町村計画の変更でございます。

区分につきましては、6. 生活環境の整備です。

変更箇所につきましては、29ページの(3)計画、事業計画（令和3年度～7年度）の表に、事業名、(1)水道施設簡易水道、事業内容、配水管、事業主体、東白川村を表1行目に追加するものでございます。

変更箇所は以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第20、議案第59号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 村雲修君。

○教育課長（村雲 修君）

議案第59号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年9月4日提出、東白川村長。次のページを御覧ください。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第2子」を「第1子及び第2子」に改める。

別冊の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の1ページの内容ですが、現行の第4条の第1号「第2子」の部分に対して、改正後（案）として、第1号「第1子及び第2子」と改める内容となっております。

本文へお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後1時から会議の再開をします。

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

◎議案第60号から議案第66号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第21、議案第60号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から日程第27、議案第66号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）までの7件について、補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第60号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,774万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,772万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和5年9月4日提出、東白川村長。

2ページから5ページまでの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、6ページ、第2表 地方債補正から説明をさせていただきます。

第2表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後は同じでございますので、省略をさせていただきます、変更点のみ説明します。

起債の目的、過疎対策事業、変更前、限度額1億1,760万円、変更後、限度額を1億2,020万円とします。以上です。

次に、8ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、10ページ、歳入から願います。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額809万円の追加。説明欄を御覧ください。普通交付税で収支のバランスを取るためのものがございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額9万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。農用地



等修繕工事の分担金です。

12款1項8目土木費使用料、補正額1万1,000円の追加。説明欄を御覧ください。住宅費使用料で、共益費の滞納繰越分3,000円、同じく村営住宅の使用料8,000円の追加でございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額577万5,000円の追加。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付決定によるものでございます。

13款2項4目衛生費国庫補助金、補正額176万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、事務費として充てるものでございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額114万円の減額。説明欄を御覧ください。農業費補助金では、農業人材力強化総合支援事業補助金120万円の減額。歳出で御説明しますが、対象者が1人減ったことによるものでございます。林業費補助金では、森林病虫害等防除補助事業補助金6万円の追加。これは枯損木処理緊急事業の単価の変更によるものでございます。

15款1項1目財産貸付収入9万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。後ほど歳出で御説明しますが、JAの越原事業所購入の関連で、土地貸付料は田代ライスとみのりの郷に、建物貸付料は事業所部分をみのりの郷に、JAにATM部分の貸付料となります。

15款2項2目不動産売払収入、補正額98万5,000円の追加。説明欄を御覧ください。栃山地内の村有地、雑種地でございますが、売却するものでございます。面積は821平方メートル、単価は全部の評価額によるものでございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額401万3,000円の追加。説明欄を御覧ください。ふるさと思いやり基金指定寄附金で4月から7月分、441件分でございます。

17款2項5目介護保険特別会計繰入金、補正額481万8,000円の追加。説明欄を御覧ください。介護保険特別会計過年度精算繰入金でございます。

6目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額24万円の追加。説明欄を御覧ください。後期高齢者医療特別会計過年度精算繰入金でございます。

19款4項4目雑入、補正額1,040万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。農業者年金取扱手数料7万1,000円、決定額によるものでございます。道の駅急速充電器維持権利金8万8,000円、2月分までの確定額でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算還付金701万1,000円、化学肥料低減定着対策補助金323万4,000円の追加でございます。

20款1項4目衛生債、補正額260万円の追加。説明欄を御覧ください。簡易水道事業となっております。

歳入は以上でございます。

### 3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額486万6,000円の追加。説明欄を御覧ください。総務一般管理費の人件費ですが、職員手当等が20万4,000円の追加、共済費64万8,000円の追加、積立金はふるさと納税の4月から7月分、441件分の基金として積み立てるものでございます。

5目財産管理費、補正額114万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。物件管理費でJA越原事

業所の購入関連でございます。役務費は、購入後の建物登記手数料が4万円の追加、使用料及び賃借料は土地借上料です。土地所有者の陰地、〇〇〇〇さんに支払うものでございます。公有財産購入費は、家屋購入費としてJA越原事業所の事務所部分の購入費となります。なお、この事務所部分は、みのりの郷が事務所として使用する計画でございます。

6目企画費については、再生可能エネルギー推進事業で、権利金が入ったことによる財源補正でございます。

7目交通安全対策費、補正額47万6,000円の追加。説明欄を御覧ください。交通安全対策費の工事請負費としてカーブミラー設置工事を行うもので、場所は、中谷、〇〇〇〇さん宅から国道256号線につながる側道でカーブミラーを2基設置する計画でございます。

次に、3款1項3目保健福祉費、補正額9万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。介護保険特別会計繰出金で介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金が8万3,000円の追加、前年度精算によるものでございます。保健福祉費一般では人件費の補正ですが、職員手当等が18万2,000円の減額、共済費が2,000円の追加でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額10万円の追加。説明欄を御覧ください。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の償還金で10万円の追加です。前年度の精算による返還金となります。

2目認可保育所費、補正額14万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。みつば保育園運営費で共済費14万7,000円の減額でございます。

4款1項2目予防費、補正額33万6,000円の追加。説明欄を御覧ください。予防接種事業で、带状疱疹予防接種費用助成金を新設するものでございます。この助成事業につきましては10月1日にスタートで、不活化ワクチンは1万円を2回、生ワクチンは4,000円を1回助成するもので、今回の補正では50歳以上の村民の2%、28人分を予算化したものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、財源補正となります。

5目環境対策費、補正額1,054万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。環境総務費で職員手当等2万7,000円の減額、補助金で簡易水道特別会計補助金（運営費分）が1,057万1,000円の追加です。

6目廃棄物対策費、補正額200万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。次ページになりますけれども、補助金で小規模集合排水処理事業会計補助金（運営費分）となります。

6款1項1目農業委員会費、補正額12万7,000円の追加。説明欄を御覧ください。まず、農業委員会活動費は5万4,000円の追加、共済費の追加でございます。次に農業者年金管理事業ですが、財源内訳を御覧いただきますと、農業者年金取扱手数料の決定により7万1,000円入るということで、消耗品を購入する予定でございます。

3目農業振興費、補正額368万3,000円の追加。説明欄を御覧ください。新規就農者等支援事業の農業次世代人材投資資金補助金120万円の減額。対象者が2人ありましたが、うち1人の世帯所得が増えたため、対象から外れたための減額でございます。

次に集落支援機構運営事業ですが、まず需用費で33万円の減額。これは補助事業となった次にございます化学肥料低減定着対策事業へ組み替えるもので、使用料及び賃借料の車借上料13万7,000円の減額も、堆肥散布機をやめてユニック2台を借り上げるものでございます。次の化学肥料低減定着対策事業につきましては、次ページとなりますが、化学肥料低減定着対策補助金の国庫分323万5,000円と村単分211万5,000円を越原上集落営農組合とみのりの郷に支払うもので、内訳は堆肥の購入、散布委託、側条田植機2台を購入するものでございます。

4目農業構造改善事業費、補正額10万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。補助金で公の施設等の修繕等補助金（西洞センター）は、西洞自治会が机8台購入される予定でございます。

7目農地費336万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。農地総務費の工事請負費は、農地・農業用施設維持管理工事75万円の追加。大明神・小峠取水施設の修繕でございます。次の農業用施設小規模修繕等単価契約工事200万円の追加、秋に向けての台風や豪雨対策の追加でございます。補償補填及び賠償金は、用地等補償費で11万4,000円の追加。神付スクールバス停用地の補償でございます。中川原水辺公園管理費50万円の追加。東白川村農村公園建築（ステージ）老朽化調査・改修工事設計業務となりますが、水辺公園のステージの柱に腐食が見つかったための業務となります。

次に、2項2目林業振興費、補正額12万1,000円の追加。説明欄を御覧ください。枯損木処理緊急整備事業の委託料ですが、県単価改正による補助金増に伴う増額補正となります。

7款1項1目商工振興費、補正額47万5,000円の追加。説明欄を御覧ください。商工振興費一般で、旅費については10月21日、22日、名古屋久屋大通りで行われます名古屋まつりと、11月16日から19日まで東京で行われます山の恵みのイベントに職員を派遣するもので、負担金につきましては名古屋まつりの出展料ということになります。

2目地域づくり推進費、補正額308万7,000円の追加。説明欄を御覧ください。東白川つながるナビ事業は40万円の追加。定住促進補助金を当初2件分で見えておりましたが、申請が増加したための増額でございます。イベント支援事業は151万4,000円の追加。イベント支援補助金で、来年度のつちのこフェスタ2024に向けての準備に係る補助金でございます。地域おこし協力隊事業は117万3,000円の追加。補助金で、地域おこし協力隊起業支援奨励金です。〇〇〇〇君の起業支援となります。

8款1項1目土木総務費、補正額330万円の追加。説明欄を御覧ください。官民協働の地域づくり支援事業の補助金、自助努力による地域づくり支援事業（官民協働）事業補助金です。内容は、黒淵、泓墓地の駐車場の整備となります。

2項1目道路橋梁維持費、補正額400万円の追加。説明欄を御覧ください。道路橋梁維持事業の工事請負費、小規模修繕等単価契約工事の追加です。これは非常時の対応工事の単価契約となります。

3項1目住宅管理費ですが、滞納繰越分の共益費、住宅使用料が入ったための財源補正となります。

10款1項2目事務局費、補正額27万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。教育委員会事務局

費で、職員手当等と共済費の追加となります。

2 項 1 目学校管理費、補正額22万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。小学校管理費一般で、給料と職員手当等、共済費の減額です。校務員の異動に伴うものでございます。

3 項 1 目学校管理費、補正額19万8,000円の追加。説明欄を御覧ください。中学校管理費一般で、給料、職員手当等、共済費の増額です。先ほどと同様、校務員の異動によるものでございます。

一般会計は以上でございます。

#### ○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

#### ○村民課長（安江透雄君）

議案第61号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,674万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月4日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7 ページの歳入からお願いします。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額33万3,000円の追加。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金を充当するものです。

8 ページ、歳出をお願いします。

7 款 1 項 3 目保険給付費等交付金償還金、補正額33万3,000円。説明欄を御覧ください。償還金のうち、保険給付費等交付金の償還金を計上するものです。

次のページをお願いします。

議案第62号 令和5年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和5年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,731万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月4日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7 ページの歳入からお願いします。

7 款 1 項 1 目繰越金、補正額2,141万1,000円。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金を充当するものです。

8 ページをお願いします。

歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額638万7,000円の追加。説明欄を御覧ください。積立金で、準備基金に保険料の精算金を積み立てるものです。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額で35万円の減額。説明欄を御覧ください。通所型サービス事業の負担金を36万円の減額、高額医療介護合算予防サービス等費（総合事業）の高額医療介護合算予防サービス等費を1万円増額するものです。

5款2項1目一般介護予防事業、補正額で35万円の追加。

次のページをお願いします。

報償費で26万9,000円、講演講師の謝礼、旅費で講師の費用弁償で8万1,000円の追加です。

7款1項2目給付費償還金、補正額で856万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。償還金で、国庫負担金の精算金で367万8,000円、県負担金の精算で262万8,000円、支払基金の精算金で225万8,000円を計上するものです。

3目の交付金償還金、補正額で164万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。こちらは地域支援事業分です。国庫の精算によるものが59万4,000円、県分が36万1,000円、支払基金分が68万7,000円となっております。

次のページをお願いします。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額481万8,000円。説明欄を御覧ください。一般会計から繰り入れております村の負担分を精算するものです。以上です。

#### ○議長（今井美道君）

診療所事務長 安江輝彦君。

#### ○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第63号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,168万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページ、事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

#### 2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額66万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。予防接種受託料、こちらが新たに带状疱疹予防接種ということで28人分を追加するものです。

次に、3款2項1目医業費補助金、補正額560万8,000円の追加。これは感染症外来対応医療機関設備整備費補助金を受けまして、診療所の感染外来にクラスター対策の機器購入に対する補助金として10分の10の補助と。後ほど歳出で説明をいたします。

次に、6款1項1目繰越金、補正額8万7,000円の減額。前年度繰越金です。こちらは収支のバ

ランスを取るためのものです。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額20万円の追加。診療所施設整備指定寄附金を親田の安江兼広様と、同じく親田の安江正己様からいただいたものでございます。

続いて、8ページの9款1項1目医業費補助金、補正額44万2,000円の追加。オンライン資格確認関係補助金でございますが、こちらはもともと令和4年度のオンライン資格確認システム導入委託料に対する補助金でございましたが、国が進めるマイナ保険証の導入によりまして、補助金申請が混み合いました、入金が5年度の6月末になったものでございます。

続いて、9ページのほうをお願いします。

### 3. 歳出。

2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額49万7,000円の追加。説明欄を御覧ください。職員手当等、通勤手当が9万円の減額。共済費、臨時職員の社会保険料、それから雇用保険料を合わせまして58万7,000円の追加。人件費の精算による補正です。

続きまして、2目の医療管理費、補正額613万5,000円の追加。説明欄を御覧ください。まず需用費の52万5,000円ですが、医薬材料費で、薬品としまして先ほどの带状疱疹ワクチンの28人分を追加するものです。それから、備品購入費では感染症外来対応医療機関設備機器備品を購入するもので、総額で561万円。内容は、コロナの5類移行に伴う新たな県補助金としまして560万8,000円を財源としまして、感染症に対して診療体制を整備するものです。整備するものは、簡易陰圧ブース、空気清浄機、ベッドサイドモニターといったものをご購入させていただきます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額20万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附をいただき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。以上です。

## ○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

## ○村民課長（安江透雄君）

議案第64号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,564万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

5款2項1目雑入、補正額24万円の追加。説明欄を御覧ください。広域連合の保健事業費負担金の前年度精算還付金を受け入れるものです。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円の追加。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当するものです。

次のページをお願いします。

歳出です。

4款1項2目償還金、補正額24万1,000円。説明欄を御覧ください。広域連合の負担金の償還金を特別会計へ受け入れ、一般会計へ歳出するものです。以上です。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第65号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まずは収入のほうですけれども、第1款第2項営業外収益を750万円増額しまして1億6,790万4,000円に、収入の合計を2億1,502万9,000円とするものです。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を750万円増額しまして1億9,787万8,000円に、支出の合計を2億1,502万9,000円とするものです。

第3条 予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入のほうです。第3款第1項企業債260万円増額しまして2,930万円に、第4項補助金307万1,000円増額しまして1億144万1,000円に、収入の合計を1億5,834万5,000円とするものです。

続いて支出ですけれども、第4款第1項建設改良費567万1,000円増額しまして9,759万9,000円、支出の合計を2億4,827万7,000円とするものです。

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

簡易水道事業債の借入限度額を変更し、2,670万円を260万円増額補正し、2,930万円にお願いするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条 予算第9条中「2億17万7,000円」を「2億1,074万8,000円」に改める。令和5年9月4日提出、東白川村長。

3ページの補正予算実施計画書から10ページの令和5年度東白川村簡易水道事業予定貸借対照表までは詳細の資料となっております。

そうしましたら、12ページを御覧ください。

令和5年度簡易水道事業会計補正予算（第2号）附属書類にて、詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のまず収入でございますが、1款2項2目1節の他会計補助金、補正額750万円の増、一般会計からの補助金になります。収支のバランスを取らせていただきます。

支出です。

2款1項2目配水及び給水費、36節工事請負費、補正額750万円の増。黒淵の消防コミュニティの横にあります氏神橋に添架しております水道管の修繕を行うための工事費でございます。

以上が収益的収支の説明です。

続いて、資本的収入及び支出です。

収入でございます。

3款1項1目1節企業債、補正額260万円の増。簡易水道事業債です。詳しくは支出にて説明をさせていただきます。

3款4項3目1節他会計補助金、補正額307万1,000円。他会計からの補助金になります。

支出。

4款1項4目配水設備改良費・単独、15節委託料、補正額567万1,000円。大明神水系漏水対策配水管布設替設計委託です。この業務については、先般の全員協議会にて説明をさせていただきました大明神水源漏水緊急対策計画に基づくものでございます。

なお、財源については、収入で説明しました簡易水道事業債260万円と、一般会計からの補助金307万1,000円のうち260万円を、過疎債等を充当させていただく予定としております。

以上が簡易水道事業会計の補正となります。

続いて、議案第66号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款第2項営業外収益を200万2,000円増額しまして2,164万9,000円に、収入の合計を2,866万2,000円とするものです。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を200万2,000円増額しまして2,677万2,000円に、支出の合計を2,866万2,000円とするものです。

第3条 予算第8条中「1,917万6,000円」を「2,117万8,000円」に改める。令和5年9月4日提出、東白川村長。

2ページの補正予算実施計画書から6ページの令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業予定貸借対照表までは詳細資料になっております。

8ページを御覧ください。

令和5年度小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）附属書類にて詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のまず収入でございますが、1款2項2目1節他会計補助金、補正額200万2,000円、一般会計からの補助金になります。収支のバランスを取らせていただきます。

続いて支出ですが、2款1項1目管渠費、36節工事請負費、補正額200万2,000円、平東マンホー



ル修繕工事です。国道256号線沿いの平東地区の下水道マンホール4基の修繕を行います。内容的には、下水のマンホール蓋と舗装面との段差があり、騒音や振動があるため、段差解消のための修繕工事を行います。また、この工事に合わせて、同区間にある地下式消火栓も騒音や振動があるため、地元の住民の方からの苦情も多いので撤去させていただきます。なお、撤去した消火栓の代替については、地上式のをこの近くに既に設置済みでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（今井美道君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 今井美和君。

**○4番（今井美和君）**

一般会計の16ページの衛生費のところ、予防費で带状疱疹ワクチンの接種費用補助金というのを上げていただいて、私も一般質問でやらせていただいて、これはすごくありがたい補助金なんです。この带状疱疹の予防接種補助金をやることについては、なかなかどうやって周知するのかなというのをすごく疑問に思っていて、実際あるのに知らなかったという方もこれから見えると思うので、周知の仕方とか、どれくらいの方がどういうふうに打てるよということをどうやって知らせていくかの説明をお願いいたします。

**○議長（今井美道君）**

保健福祉課長 安江修治君。

**○保健福祉課長（安江修治君）**

带状疱疹ワクチンの接種の方法につきましては、先ほど説明のところ50歳以上の方が対象ということで、まず接種のほうを進めていくということなんです。今回の補正予算の議決をいただきましたら、早速今の周知の仕方としてはCATVであったり、あとチラシ、広報、そういったところで、村で使えるもの、あらゆるものを使わせていただいて周知をしたいというふうに思っています。

それで、当然この間も説明しましたように、全体で500名ほどの対象者がいますので、なかなか全員の方に周知するのは難しいかもしれないですけど、なるべく皆さんに接種していただくようなことを進めていくように、チラシであったり、そういった形で周知していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井美道君）**

4番 今井美和君。

**○4番（今井美和君）**

ありがとうございます。

あともう一つ疑問なんですけど、10月1日からということなんですけど、10月1日前に、この情報

を知らなくて受けている方ももしかしたら見えるかもしれないんですが、そういう方もしあった場合、ごめんなさいというのか、何か情報として、もう既に次10月から始まるねというのを診療所で言ってくれるとか、そういうことは今あるのでしょうか。

○議長（今井美道君）

保健福祉課長 安江修治君。

○保健福祉課長（安江修治君）

制度といいますか、この仕組み自体を10月1日以降から適用するという説明をさせていただきました。それはなぜかといいますと、帯状疱疹のワクチン接種自体が医療適用になる接種ではなくて、個人が接種していただいた場合の、遡って領収書を取ってみえる方もあるかもしれないんですが、そういった添付書類等がなかなかそろっていない場合も発生します。今告知して申請してもらおうという形を取るのではなくて、10月1日以降に実施していただいた方をまず対象にやらせていただくこと。それで漏れた人ということなんですが、その方につきましては、生ワクチンでいうと、5年ぐらい打ってから効力があると言われてますし、不活化ワクチンのほうも9年ぐらい、2回接種すれば効果があるというふうに言われております。今の4月から9月いっぱいまでに打たれてしまって、今回漏れたわというふうにならないように、また申し訳ないですけど、打った方につきましては、その5年後になりますけど、5年後に、生涯1回というふうにしておりますので、また接種をしていただいたときに助成するようふうで考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

トラブルにならないように丁寧な説明をしていただければいいと思うので、スムーズな帯状疱疹ワクチンの助成金が配付されるようよろしく願いいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の18ページにあります中川原水辺公園の管理費の今回の修理等の件なんですけれども、この場合、前回に説明を受けた場合、木部がやっぱり腐りかけている、またということなんですけど、以前も中川原のステージに関しては木部が怪しいということで、金で養生してぬれない加工をしたりとか、屋根部を少し増やしたりしてやった経緯があったわけなんですけれども、せんだって夏祭り前後におきましても、ステージの一番フロントの木で飾ってある部分がやっぱり腐っていて、修理したという経緯がありまして、あそこもぎりぎり屋根下には入っているとは言いながらも、や

っぱり雨が降り込んでしまっていて常に水にさらされるようになっています。今回も、その木部が雨にさらされるということが元になっている修理の延長になるかと思えます。

それで、以前も同じような修理があったということは、ゼロから建て直せとは言いませんけれども、ちょっと木部があまりにも雨ざらしになっているという部分を、もう少し根本的な改良をしておかないと、今後同じような問題が続いて起きかねないと思いますが、今回の修理のことも含めまして、先を見据えた修理なのか、取りあえず今回は応急処置的というか、対処的にやるだけのつもりなのかということだけ、ちょっと御説明願えればと思います。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

今、桂川議員が言われたのは、前は平成23年に修繕を行っておいて、同じように合掌造りのいわゆる基礎の部分のコンクリートと接合しておる部分の、柱脚というそうですけれども、そこが腐食してちょっと空洞化して、要はがさがさみみたいなことが発しております。

実際、設計士さんにもちらっと見てもらって、どんな状況かというようなことで見てもらったんですけれども、実際専門家の方に見ていただいて、今、柱脚自体が板金で囲ってありますので、一回その板金を取って、木質の専門家に一回見てもらって、どういう状況かというようなことをする調査をしようかなと思っておるところでございます。

それと、帯はりといって、はりもあるので、はりの部分も今ちょっと色に変色しておりますので、それも串刺し検査をやったり、ちょっと高いところですので、高所作業車を上げて、全面的に構造体を一通り見てもらおうかなと思っております。見てもらった後に、いわゆる構造自体を検証してもらって、結果の状況を検討して、どういうふうに修繕していこうかという修繕計画を、いわゆる長寿命化計画ですけれども、それをつくらせていただいて、それに基づいた図面あるいは工事費等をお金をつくることをやっといこうかなというふうに思っておるところでございます。

先般、補正していただいたステージ前のぼろぼろと取れるところについては、工事は終わっておりますけれども、あの部分は構造体ではないので、いわゆる化粧的なところがあるので、時期が来て、またぼそぼそになったら同じようにつけていきたいなとも思っておりますけど、つけてから、おおむねはや20年たって、やっときさあの部分も換えたぐらいの話ですので、そこはいいにしても、ちょっと今回の補正予算させていただいた調査費については、大事な部分ですので、しっかりお金をかけて検討させていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

すみません、今回はそうでした。

設計のチェックということだったので、今後に向かって改善していってもらえばいいと思います

けど、せっかく設計見直しが今後行われる可能性があるとしたら、実は専門家といって建築屋さん  
と以前イベントのときに話したところが、今回の合掌造りのある構造体というのが割と端っこに入  
っているんです、あそこ。ということは、もう少し軒が出せるんじゃないかということと言われて、  
その設計図について遡って駄目出しなんていうことは今言うつもりじゃないんですけど、構造体の  
場所からすると、もう少しステージなんか余裕を持って屋根を延ばしていけば、ステージを使う  
ときの屋根下の面積を増やせるんじゃないかというアドバイスもちょっといただいていますので、  
せっかくですので、今回の見直しの後の実際の工事に向かうときの設計において、ぜひともそうい  
う人たちの意見を聞いていただいて、使いやすいステージにまで直していただけるような検討をし  
ていただけないかということ、ちょっと一応質問とは言いながら、またこれは提案型の質問にな  
ると思いますけど、ちょっとお答えだけいただければ。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

もっともな御意見だと思いますので、参考にさせていただきます。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今度は、小規模集合排水処理事業会計の最終説明の資料の9ページにありましたマンホールの修  
繕工事の説明を先ほどいただきまして、マンホールの修繕とともに消火栓の撤去というのがちょっ  
と説明上入っていましたので、ちょっと一応確認のために御質問したいと思いますけれども、一応  
今回事業会計ということで、しっかり本会計と区別した会計の中での補正予算の説明でございま  
したので、そこに消火栓という言葉が入ってくると、今までですと簡易水道の中で消火栓を扱ったり  
ということもあったわけで、その場合にも一応事業振り分けがいいのかなというようなことを懸念  
したときもあったわけですが、今回は消火栓というのが事業会計のほうに入っておりました  
ので、この説明をちょっと再度お願いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議員おっしゃるとおり、消火栓については消防費で見るものだとは思いますが、大変申し  
訳ございませんが、今回200万円の補正のうち消火栓撤去に係る費用というのは10万円程度で5%  
程度ですので、今回の下水道の工事のほうに合わせさせていただいて、できるだけ安く費用を収め  
たいなところがありますので、どうか御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第66号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）までの7件について、一括して採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第66号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）までの7件については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第21号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（今井美道君）

日程第28、同意第21号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

##### ○村長（今井俊郎君）

同意第21号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和5年9月4日提出、東白川村長。

記、氏名、古田公平、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地〇。任期、令和5年10月1日から令和9年9月30日。

推薦理由を申し述べます。

現在教育委員を務めていただいております古田公平氏は、今月末に任期満了を迎えられます。引き続き教育委員を務めていただきたいと思いますと考えますので、任命について皆様の御同意をいただきたく存じます。

古田公平氏には、平成23年10月より3期12年間教育委員をお務めいただき、皆様御存じのとおり、

過去には東白川村郵便局長を務められ、また学校関連としては中学校PTA会長も務められました。そのほかに、中学校バスケット部の社会人指導者として後進の育成と村のスポーツ推進にも貢献いただいております。また、今までの教育委員の12年間の間には、教育長職務代理者として教育長のサポート役の重責を果たしていただき、的確な御指導、御助言をいただきました。最近では、令和4年度から取り組み始めました、この村の小中一貫校について検討する委員会の委員長を務めていただいております。委員会の円滑な進行に御尽力をいただき、村の教育の発展に大いに貢献をいただいております。

古田公平氏のこれまでの多くの経験や御見識は、今後の教育行政にとってなくてはならないものであると考えます。同時に、温厚で誠実なお人柄は村民の皆様からも信頼が厚く、ぜひとも教育委員を継続していただきたいと判断しております。本人からも内諾いただいておりますので、教育委員として再度任命させていただくことに御同意くださいますようお願いを申し上げます。以上です。

**○議長（今井美道君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第21号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第21号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後1時54分 休憩

午後2時02分 再開

**○議長（今井美道君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

## ◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

### ○議長（今井美道君）

日程第29、認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第35、認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

### ○村長（今井俊郎君）

認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定（別冊）は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。令和5年9月4日提出、東白川村長。

以下、本文を省略して議案のみ朗読させていただきます。

認定第2号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和4年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和4年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

それでは、別冊の決算説明書を朗読、説明してまいります。

#### 令和4年度決算説明

本日、東白川村議会第3回定例会に、令和4年度一般会計並びに特別会計6会計（国保、介護、簡水、下水、国保診療所、後期高齢）の決算認定議案を提出し、令和4年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症も3年目を迎え、1億35万4,000円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて、白川茶の販売促進事業、販路開拓事業、プレミアム商品券の販売、村内消費拡大事業、高齢者、子育て世帯への商品券の配付、農業持続化の補助等を行いました。

このほか、森林環境譲与税を活用した林業従事者の雇用や、移住定住者への定住補助金など、村の人口維持政策を積極的に行いました。

令和4年度は大きな災害こそなかったものの、このところの異常気象やゲリラ豪雨、線状降水帯の出現など、村民生活を脅かす要素は増えつつあります。引き続き災害への備えを強化してまいりたいと考えております。

議員の皆様はじめ村民各位の多大なる御尽力により、大過なく1年を過ごせましたことに厚く感謝申し上げます。

なお、各会計決算総額等の状況は、決算書記載のとおりでありますので、以下、決算についてそ

の概要を申し述べます。

## 第1 一般会計

令和4年度予算は、年度途中の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が30億4,266万円で、前年比5.3%の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支額は3億5,431万8,000円となりました。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税では、村民税や固定資産税の増加により、前年度より1,103万円多い2億1,058万5,000円となりました。徴収率では、普通税全体で前年比0.2%増の97.1%になりました。滞納額につきましては、前年度より13万2,000円少ない621万9,000円となりました。今後も収納率向上に努力してまいります。

分担金及び負担金は前年度より159万4,000円の減となりましたが、これは電柱移設工事負担金や村民センター保守負担金が減少したことによるものです。

使用料及び手数料は、CATVのインターネット利用料の増加などにより、前年度より88万6,000円ほど増加しました。

財産収入は、前年度より316万4,000円の増となりましたが、これは主に村有林生産材売払収入の増加によるものです。

寄附金は、前年度より601万5,000円ほど減となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金指定寄附金の減少によるものです。

繰入金は、前年度より1億611万9,000円の大幅な増となりましたが、これは主に当初予算で予定していた財政調整基金の取崩しを行ったことによるものです。なお、繰越金の見込みの状況から、年度末に1億円を財政調整基金に積み戻しております。

繰越金は、前年度より5,267万8,000円の増加となりました。

自主財源の総額は、諸収入を含め9億5,062万円で、歳入総額の28.9%を占め、前年比4.2%の増となりました。

次に、依存財源を注目してみますと、歳入全体の49.4%を占めます地方交付税については、普通交付税は前年度より2,457万4,000円減、特別交付税は前年度より781万8,000円の減となりました。合わせて地方交付税は前年度より3,239万2,000円の減となりました。

地方譲与税や各種交付金は、合わせて前年度より26万5,000円増となりました。

国庫支出金は、前年度より3,146万9,000円の減額となりました。これは主に子育て世帯等臨時特別支援事業や防災安全交付金の減少などによるものです。

県支出金は、前年度より2,965万7,000円の増額となりました。これは主に県単治山整備事業や社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金の増額などによるものです。

村債は、前年度より2,934万2,000円の減額となりましたが、これは主に臨時財政対策債が減少したことによるものです。

依存財源の総額は23億4,415万円で、歳入総額の71.1%を占め、前年比4.2%の減となりました。



次に、歳出では、決算総額29億1,958万5,000円で、前年比4.5%の増となりました。

このうち補助費は、新型コロナウイルス感染症対策事業などの増加によるもので、前年比12.4%の増となりました。人件費、扶助費、公債費による義務的経費は、前年比0.7%の減となりました。

繰出金は、前年比6.2%の増となりましたが、これは主に診療所への繰出金が増えたためです。

投資的経費は、前年比7.9%の増となりましたが、これは村道維持修繕工事や木屋下線道路改良工事などにより増加したものであります。

以上が一般会計の決算概要です。

## 第2 国民健康保険特別会計

県が財政運営の責任主体となって5年目となる国民健康保険は、保険給付費に応じて県補助金が支出されています。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,133万5,000円となりました。

歳入では、前年度より1,305万9,000円少ない2億6,074万6,000円となりましたが、これは主に医療給付費の減額により県支出金が減少したためです。保険税現年度分の収納率は99.5%で、前年比0.2%の増、過年度分の収納率は17.7%ですが、滞納額の割合で見ますと前年度対比で13%ほど減少しています。この滞納徴収事務については、村税とともに引き続き収納率向上に努めてまいります。

歳出全体の63.8%を占める保険給付費は、前年度より1,830万5,000円少ない1億5,908万2,000円となりました。

歳出決算額は、前年度より1,207万1,000円少ない2億4,941万1,000円となりました。

## 第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、令和4年度末で179人で、前年度より11人の減少となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,318万8,000円となりました。

歳出全体の83.3%を占める保険給付費は、居宅介護サービス利用者が減少したことにより2億5,133万2,000円で、前年比2.3%の減となりました。

歳出決算額は、保険給付費が減少したため、前年度より766万1,000円少ない3億147万9,000円となりました。

## 第4 簡易水道特別会計

曲坂水源系水道施設の機器更新は、6年目を迎え、発電機等の更新を行いました。

木屋下線道路改良工事に伴う水道管布設替工事などをはじめ、配水管路の漏水修繕など施設の維持管理を行い、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

令和元年度から直営で行っていた水道施設管理のうち、取水施設、浄水施設、配水施設については外部委託し、維持管理や運転管理を専従的に行う体制を整えました。これにより職員の負担軽減が図られたとともに、民間が持つ高い管理技術により水道水の安全性が高まりました。今後も引き続き、より安定的な供給が行えるように努めてまいります。

決算収支では、歳入歳出差引残額は5,165万5,000円となりました。

この差引残額は、公営企業会計への移行に伴い、簡易水道特別会計から簡易水道事業会計へ引き継ぎました。なお、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、令和4年度に属する未収金及び未払金は決算額に含まれません。

#### 第5 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っています。計画的な機器更新と修繕により施設の適正管理に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は539万6,000円となりました。

この差引残額は、公営企業会計への移行に伴い、下水道特別会計から小規模集合排水処理事業会計へ引き継ぎました。なお、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、令和4年度に属する未収金及び未払金は決算額に含まれません。

#### 第6 国保診療所特別会計

新築移転後4年目を迎えた診療所では、コロナ禍の影響を少なからず受けながらも、医師2名体制を継続するとともに、皮膚科、産婦人科の専門外来、中部国際医療センター医師による月1回第2土曜日の休日診療も引き続き実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,881万7,000円となりました。

歳入決算額は、一般会計繰入金が増などにより、103万6,000円多い2億6,097万8,000円となりました。

歳出決算額は、主に老健送迎車の更新完了や消費税納付金の減により、前年度より706万4,000円少ない2億4,216万1,000円となりました。

#### 第7 後期高齢者医療特別会計

令和4年度末受給者数は、前年度末より20人増の581人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は863万円となりました。

歳出決算額は、保険事業費等が増加したことにより、前年度より264万8,000円多い5,214万円となりました。

#### 第8 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、計画的な起債の発行に心がけましたが、普通交付税の減少等が要因で、財政健全化法の実質公債費比率は、前年度より0.7ポイント上がり14.8%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、建築後30年を経過してまいりました役場本庁の施設修繕として正面玄関の板金修繕や、別館玄関のひさし上防水修繕等を行うとともに、消防・防災対策として消防団団員報酬を全国レベルに上げる待遇改善に取り組んだほか、4年目となる電力線付近の樹木を取り除くライフライン保全事業を行い、防災体制の強化に努めました。

また、今後の村づくりにおけるキーマンともいえるべき集落支援機構の本格稼働の準備年としての取組を行いました。ふるさと納税事業では、令和3年度に比べ422万円ほど減となる2,191万円の御

寄附をいただきました。今後ふるさと納税を増やしていくためにも、新しい返礼品の開拓など再検討が必要となります。

村民課では、村税等の滞納額の増加抑制に努めるとともに、徴収率の向上に努めました。

税務申告業務では、毎年開催している役場1階会場に新型コロナウイルス感染症対策のため、パーティション及びアクリル板等を設置して感染防止に努めました。また、平成28年1月に交付が始まったマイナンバーカードは、令和3年10月より開始した出張申請受付サービス等を引き続き行い、普及促進と取得率の向上に努めました。

保健福祉課では、長引くコロナ禍の中、引き続きワクチン接種事業を継続するとともに、村民が支え合いながら、誰もが健康で生きがいを持ち、「安心して暮らせるやさしさのある村づくり」を目指し、福祉事業では、高齢者・障害者に対する各種支援、せせらぎ荘などの福祉施設の修繕を行い、購入後10年を経過した外出支援車両「わかあゆ3号」を更新しました。

保健衛生事業では、超音波画像診断装置の機器を更新するとともに各種健診・予防接種を引き続き行いました。また、国による新型コロナウイルス感染症対策として住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の支援を行うとともに、電気・ガス・食料品等の価格高騰により影響のある低所得世帯への支援では、価格高騰緊急支援給付金事業を行いました。

建設環境課の環境対策では、ごみの分別回収などや自然保護事業として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対して補助を行いました。

村営住宅管理では、各種修繕工事を実施し、良好な居住環境の維持に努めました。

農業農村整備では、県営中山間地域総合整備事業にて、親田及び神付での防火水槽の整備、西洞頭首工及び大沢用水の整備を行いました。また、県営基幹農道整備事業では、第2工区及び第3工区の工事が着工されました。

村道維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、通学路のカラー舗装、上親田線落石対策のための調査設計、柏本橋橋梁補修工事など行い、官民協働の地域づくり支援事業では、中通農村公園ゲートボール場の排水処理の整備に補助を行いました。

また、地籍調査事業は、曲坂・日向と、大口・西洞・大沢地区の一部を実施し、進捗率が48.2%となりました。

産業振興課の農業振興では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、美濃白川茶の出口戦略と位置づけた白川茶販路開拓支援事業を実施し、新規顧客の獲得に取り組みました。また、原油価格高騰により農業経営に支障を来している米・茶の栽培を行う農業者に対しては、農業持続化支援事業補助金を交付し、今後の農業の継続支援をしました。

そのほかには、県補助金を活用し、農作業受託を行っているみよりの郷東白川株式会社のコンバインと田植機の購入補助を、田代ライスへは麦の播種機購入を支援しました。

林業振興では、森林環境譲与税基金を有効活用し、様々な林業施策を実施しています。中でも林業活性化担い手育成事業では、8事業所13名の雇用を確保することができました。また、農家が手塩にかけて作った農作物を荒らす有害鳥獣対策では、猟友会が中心となり、イノシシ、鹿など計

183頭の有害鳥獣を駆除することができました。

村の4大イベントである秋フェスタとお松さま祭りは、規模縮小ではありましたが、実施することができ、少しずつではありますがコロナ禍以前の活動ができました。

地域振興課の情報通信係が担当する事業では、主に広報紙の発行やホームページ等による情報発信事業と、CATV事業として地上デジタル放送や高速インターネット事業を行っています。計画的な機器更新として、平成26年度に導入した自主放送設備の文字放送システムの更新工事を行いました。

現在、行政情報化の取組として、情報セキュリティ強化対策事業を行い、計画的に機器の更新を行っています。また、自治体DXの取組では、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化の導入は令和7年度が目標になっていますので、村ではマイナポータルからのオンライン申請に対応するために申請管理システムを導入し、新システム導入の準備を始めました。

商工振興係では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、つちのこ商品券、食事・弁当券を全村民へ配付する事業を行いました。また、プレミアム率30%のプレミアム商品券を販売し、村内消費拡大対策を行いました。また、県の要請により時短営業した飲食店への感染症拡大防止協力金、国・県の事業復活支援金等を受けた事業者への事業継承支援事業を実施しました。

地域産業活性化対策事業では、つちのこメンバーズカード、ECモール「つちのこマルシェ」などの各事業を継続して行い、村内商品の販売促進に努めました。また、住宅建築の受注を支援するフォレストスタイル事業も継続して実施し、村内の産業活性化に努めました。

村の人口対策として取り組んでいる移住・定住事業については、空き家の利活用の年間目標が12世帯に対し、11世帯23名の移住者が定住する実績となりました。

教育委員会の子育て支援では、子育て世代包括支援センターを拠点とし、一時保育の利用充実を図り、学童保育では安心して預ける機会の提供など、子育て支援充実に一層努めました。

学校教育では、小・中ともに教育ICTの充実のため、全児童・生徒へのタブレット配置を完了しました。小学校教職員のパソコン更新をはじめ、各種備品購入及び施設修繕等に取り組み、学校施設のさらなる充実を図りました。

社会教育では、コロナによる活動制限はありましたが、文化展、成人式、映画上映会、公民館講座などを開催しました。

保健体育分野では、生涯スポーツの普及に努め、カラーリング教室と大会を開催し、またウォーキング大会も実施する等、村民のスポーツする機会提供に計画的に実施しました。

国保診療所では、年間通じての外来患者数は348人の増、老健利用者数は455人の減となりました。長引くコロナ禍の影響により、御利用していただく皆様に御迷惑をおかけしました。今後、村民の皆様が安心して通院していただける頼れる村の診療所を目指し、職員一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会をはじめ、国・県、

当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。令和5年9月4日、東白川村長。以上であります。

○議長（今井美道君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の令和4年度東白川村決算書の読み上げをさせていただきます。

まず、2ページを御覧いただきたいと思えます。

令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、以下、収入済額のみを報告させていただきます。

1 款村税 2 億1,058万5,471円。

2 款地方譲与税6,051万3,000円。

3 款利子割交付金 7 万4,000円。

4 款配当割交付金111万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金82万2,000円。

6 款地方消費税交付金5,251万6,000円。

7 款環境性能割交付金341万1,000円。

4 ページを御覧ください。

8 款地方特例交付金41万円。

9 款法人事業税交付金356万1,000円。

10 款地方交付税16億2,897万4,000円。

11 款分担金及び負担金1,186万8,009円。

12 款使用料及び手数料6,512万9,950円。

13 款国庫支出金 2 億4,149万4,335円。

14 款県支出金 1 億7,006万5,553円。

6 ページを御覧ください。

15 款財産収入1,565万8,942円。

16 款寄附金2,285万6,000円。

17 款繰入金 1 億7,911万5,274円。

18 款繰越金 4 億115万1,221円。

19 款諸収入4,425万8,486円。

20 款村債 1 億8,120万円。

歳入合計32億9,477万4,241円。

続きまして、歳出。

以下、支出済額のみを報告させていただきます。

1 款議会費3,491万756円。

2 款総務費 6 億6,355万8,516円。

3 款民生費 4 億8,774万5,041円。

4 款衛生費 4 億818万1,041円。

6 款農林水産業費 3 億3,574万186円。

7 款商工費 1 億4,912万194円。

8 款土木費 2 億7,548万9,052円。

9 款消防費9,917万9,435円。

10ページを御覧ください。

10款教育費 1 億4,404万6,518円。

11款災害復旧費392万7,300円。

12款公債費 3 億1,768万6,488円。

14款予備費なし。

支出済額の合計額ですが、29億1,958万4,527円でございます。

左下へ参りまして、歳入歳出差引残額 3 億7,518万9,714円。

令和5年9月4日提出、東白川村長。

12ページを御覧ください。

左上の差引残額は省略をさせていただきます。

全体の流れになりますけれども、まず上段のところで、提出した事項となります。

中段のところで、審査に付した事項となります。

下段のところで、承認をされた事項となります。

14ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款国民健康保険税、収入済額5,642万7,669円。

2 款使用料及び手数料8,800円。

3 款県支出金 1 億6,603万8,516円。

4 款財産収入56円。

5 款繰入金2,592万7,595円。

6 款繰越金1,232万3,064円。

7 款諸収入 2 万1,031円。

8 款公債費なし。

歳入合計 2 億6,074万6,731円。

16ページを御覧ください。

歳出となります。

1 款総務費988万4,266円。  
2 款保険給付費 1 億5,908万2,474円。  
3 款国民健康保険事業費納付金7,591万2,683円。  
4 款財政安定化基金拠出金なし。  
5 款保健事業費209万2,809円。  
6 款基金積立金1,000円。  
7 款諸支出金243万7,905円。  
8 款予備費なし。  
18ページを御覧ください。  
歳出合計 2 億4,941万1,137円。  
歳入歳出差引残額1,133万5,594円。  
令和5年9月4日提出、東白川村長。  
20ページを御覧ください。  
20ページについては省略をさせていただきます。  
次に、22ページを御覧ください。  
令和4年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。  
歳入、1 款保険料、収入済額4,865万6,100円。  
2 款使用料及び手数料1,900円。  
3 款国庫支出金8,257万7,842円。  
4 款支払基金交付金7,210万5,000円。  
5 款県支出金4,000万6,302円。  
6 款繰入金4,799万7,000円。  
7 款繰越金3,797万7,769円。  
8 款諸収入534万4,343円。  
24ページを御覧ください。  
10款財産収入、収入済額2,207円。  
歳入合計 3 億3,466万8,463円。  
26ページを御覧いただきたいと思います。  
歳出、1 款総務費615万6,239円。  
2 款保険給付費 2 億5,133万2,556円。  
4 款基金積立金1,250万2,000円。  
5 款地域支援事業費1,290万3,741円。  
6 款公債費なし。  
7 款諸支出金1,858万5,105円。  
28ページを御覧ください。

8 款予備費なし。

歳出合計 3 億147万9, 641円。

歳入歳出差引残額3, 318万8, 822円。

令和 5 年 9 月 4 日提出、東白川村長。

30ページは省略をさせていただきます。

32ページを御覧ください。

令和 4 年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款使用料及び手数料4, 747万3, 010円。

2 款繰入金 1 億8, 470万7, 000円。

3 款繰越金553万4, 172円。

4 款財産収入80円。

5 款分担金及び負担金144万3, 240円。

6 款村債2, 470万円。

8 款県支出金なし。

9 款諸収入365万9, 108円。

歳入合計 2 億6, 751万6, 610円。

34ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、 1 款総務費1, 719万7, 859円。

2 款簡易水道事業費857万1, 620円。

3 款施設維持管理費2, 629万8, 410円。

4 款公債費 1 億6, 379万3, 517円。

5 款予備費なし。

歳出合計 2 億1, 586万1, 406円。

歳入歳出差引残額5, 165万5, 204円。

令和 5 年 9 月 4 日提出、東白川村長。

36ページは省略をさせていただきます。

38ページを御覧いただきたいと思います。

令和 4 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款使用料及び手数料700万3, 560円。

2 款繰入金2, 079万2, 000円。

3 款繰越金115万9, 128円。

4 款財産収入 9 円。

歳入合計2, 895万4, 697円。

40ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、 1 款総務費、支出済額1, 074万3, 384円。



2 款施設維持管理費355万4,010円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費なし。

歳出合計2,355万8,908円。

歳入歳出差引残額539万5,789円。

令和5年9月4日提出、東白川村長。

42ページは省略をさせていただきます。

44ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額1億4,547万1,305円。

2 款使用料及び手数料59万6,550円。

3 款県支出金53万9,721円。

4 款財産収入56円。

5 款繰入金1億42万2,000円。

6 款繰越金1,071万6,626円。

7 款諸収入263万2,714円。

8 款寄附金25万円。

46ページを御覧ください。

9 款国庫支出金、収入済額34万9,000円。

歳入合計2億6,097万7,972円。

48ページを御覧ください。

歳出、1 款総務費3,484万892円。

2 款医業費2億628万4,140円。

3 款基金積立金25万円。

4 款公債費78万5,792円。

5 款予備費なし。

歳出合計2億4,216万824円。

歳入歳出差引残額1,881万7,148円。

令和5年9月4日提出、東白川村長。

50ページは省略をさせていただきます。

52ページを御覧ください。

令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、収入済額2,597万9,200円。

2 款使用料及び手数料1,200円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金837万4,256円。

4 款繰入金1,784万4,136円。

5 款諸収入32万5,393円。

6 款繰越金824万6,813円。

歳入合計6,077万998円。

54ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、1 款総務費110万9,986円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,175万36円。

3 款保健事業費895万4,679円。

4 款諸支出金32万5,393円。

5 款予備費なし。

歳出合計5,214万94円。

歳入歳出差引残額863万904円。

令和5年9月4日提出、東白川村長。

56ページは省略をさせていただきます。以上です。

#### ○議長（今井美道君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

#### ○監査委員（安江裕尚君）

令和4年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和5年9月4日提出、東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江健二。東白川村長 今井俊郎様。

意見書を別冊で出しておりますので、朗読させていただきます。

1 ページ、令和4年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 令和4年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 令和5年8月22日、29日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定期監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

(1)決算の規模。令和4年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額45億840万9,712円、歳出決算総額40億419万6,537円、一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳。一般会計、歳入32億9,477万4,241円、歳出29億1,958万4,527円、差引残高3億7,518万9,714円。特別会計（6会計の合計）、歳入12億1,363万5,471円、歳出10億8,461万2,010円、差引残高1億2,902万3,461円。合計、歳入45億840万9,712円、歳出40億419万6,537円、差引残高5億421万3,175円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況。各会計歳入総額、令和4年度、45億840万9,712円、令和3年度、44億2,456万5,124円、増減額8,384万4,588円。各会計歳出総額40億419万6,537円、令和4年度です。令和3年度、39億4,745万6,331円、増減額5,674万206円。差引総額、令和4年度、5億421万3,175円、令和3年度、4億7,710万8,793円、増減額2,710万4,382円。

(2)決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況。一般会計、形式収支3億7,518万9,714円、翌年度へ繰り越すべき財源2,087万2,000円、実質収支3億5,431万7,714円、単年度収支マイナス3,053万3,507円。国民健康保険特別会計、形式収支1,133万5,594円、実質収支1,133万5,594円、単年度収支マイナス98万7,470円。介護保険特別会計、形式収支3,318万8,822円、実質収支3,318万8,822円、単年度収支マイナス478万8,947円。簡易水道特別会計、形式収支5,165万5,204円、翌年度へ繰り越すべき財源545万468円、実質収支4,620万4,736円、単年度収支4,126万3,564円。下水道特別会計、形式収支539万5,789円、実質収支539万5,789円、単年度収支423万6,661円。国保診療所特別会計、形式収支1,881万7,148円、実質収支1,881万7,148円、単年度収支810万522円。後期高齢者医療特別会計、形式収支863万904円、実質収支863万904円、単年度収支38万4,091円。

合計、形式収支5億421万3,175円、翌年度へ繰り越すべき財源2,632万2,468円、実質収支4億7,789万707円、単年度収支1,767万4,914円。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支（歳入歳出差引額）5億421万3,175円の黒字。実質収支（翌年度へ繰り越すべき財源を控除した後）4億7,789万707円の黒字。単年度収支（実質収支マイナス前年度実質収支）1,767万4,914円の黒字。

3ページ目、(3)むすび。以上が当該年度の決算状況の概要であります。

令和4年度の一般会計の実質収支額は、前に述べたとおり、前年と比較して1,767万5,000円増の4億7,789万1,000円となります。理由は、昨年度の繰越金が多かったことが主な要因と思われます。

一般会計歳出の不用額は6,318万8,000円ありますが、前年と比較しますと945万9,000円多く、適正な予算の見積りに努められたい。

今年度は、財政調整基金に1億30万円を積み立てられました。近年は、ゲリラ豪雨の発生により各地で災害が発生しております。災害が発生すると多額の経費の支出が必要になりますので、不測

の事態に備え、積立てはよいことだと評価します。

実質公債費比率は、ここ何年か健全化が図られているところですが、本年度の比率（3か年平均）は14.8%で、昨年度と比較して0.7%悪化しております。これは、元利償還金の額が増加したことや交付税の減額が主な要因であります。起債許可団体の基準となる18%は下回っています。診療所建設や光ファイバー化の事業の償還が始まったことにより、この傾向は続くと思われませんが、基準以下での財政運営をお願いします。

また、将来負担比率は、昨年度と比較して7.3%少ない19.2%となっています。一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計・特別会計を合わせて1,147万2,000円あります。昨年と比較して71万4,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

令和4年度分のみ読み上げさせていただきます。

一般会計785万1,674円、国民健康保険特別会計320万810円、介護保険特別会計9万9,400円、簡易水道特別会計13万9,370円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計18万673円、後期高齢者医療特別会計ゼロ円、計1,147万1,927円。

また、当年度中に村税、国民健康保険税及び介護保険料で約32万7,000円の不納欠損処分がされています。法に照らし合わせ、適切な処理が必要とは思いますが、完納者との不均衡が生じないよう今後も一層の努力をお願いします。

次に、令和4年度の決算審査で気づいたことを申し上げます。

工事及び委託事業については適正に管理されていました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は適切に処理されていました。

補助金、交付金を活用した事業は良好でした。

職員が公金、団体資金を含めた現金を扱う機会があるようですが、複数チェックを実施し、適正な取扱いが引き続き行われることを期待します。

現消防団員118名に対して、条例定数150名と乖離しており、現況に見合った条例定数を検討されることを望みます。

つちのこメンバーズカード事業は、763万6,000円ポイントの交換が行われ、村内事業者の売上げに貢献しており、成果が上がっていると思います。

国保診療所の経営改善に取り組んでおられますが、訪問診療や外傷対処など、村民ニーズとのおずれを感じる部分があります。信頼の向上と利用率アップに向けて一層の努力を望みます。

簡易水道が設置されてからかなりの時間が経過し、水道管等の劣化が想定されます。老朽化した部分を優先して、計画的に改修できるよう検討されることを期待します。

最後に、既に令和5年度も上半期が終わろうとしています。新型コロナウイルスの影響によりイベント、会議及び交流会等が令和4年度は中止・縮小となり、村民への情報伝達の機会が前年度同様減っていると思われませんが、令和4年度の検証を踏まえ、令和5年度の着実な事業推進が図られるよう、創意工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見書とします。

○議長（今井美道君）

お諮りします。明日5日は全員協議会開催のため、6日は議案調査のため休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、5日は全員協議会開催のため、6日は議案調査のため休会とすることに決定しました。

明日5日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また7日の本会議は午前9時30分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで延会とします。

午後3時02分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員